

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.675%（税抜 3.5%）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・ 分配金を税引き後無手数料で再投資するコースはありません。

## 当ファンドの販売会社の概要

商号等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

（2011.4）

## 投資信託にかかる手数料とコストについて

### 購入時にかかる手数料

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても購入する口数によって異なる場合があります。

当社では、口数指定で購入していただきます。購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.15% (税抜 3.0%) の場合は、次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.15\% (\text{税抜 } 3.0\%)$$

< 計算例：購入時手数料が 3.15% (税抜 3.0%) の場合 >

例えば 1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.15\% = 31,500 \text{ 円}$$

となり、合計 1,031,500 円お支払いただくこととなります。

### 運用 (保有) 時にかかる手数料

投資信託の運用中は「信託報酬」が計算され資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

### 解約 (換金) 時にかかる手数料

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

< 計算例：信託財産留保額が 0.3% の場合 >

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円} (10,000 \text{ 口当り}) \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とからない場合があります。かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

# 毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明

■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

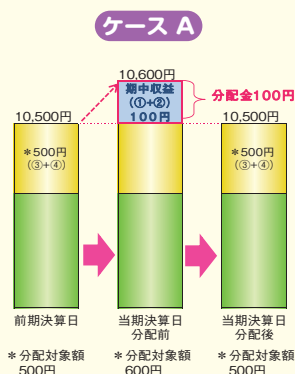
投資信託で分配金が支払われるイメージ



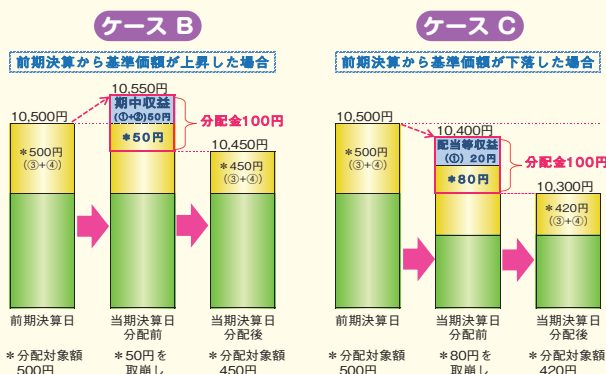
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 分配金と基準価額の関係（イメージ）

◇計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



◇計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

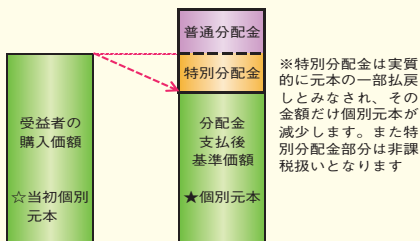
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

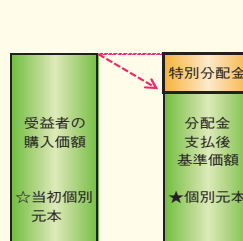
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

◇分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



◇分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

伝統と革新

創業明治41年

安藤証券

商号等：安藤証券株式会社

金融商品取引業者

東海財務局長（金商）第1号

加入協会：日本証券業協会

社団法人金融先物取引業協会

# アジア転換社債ファンド(毎月分配型)

投資信託説明書(交付目論見書)

追加型投信／海外／債券



## 商品分類及び属性区分

商品分類

属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券 社債))	年12回 (毎月)	アジア	ファンド オブ・ファンズ	なし

商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

■ 電話番号：03-5290-3519 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■ ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

## 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日:1986年2月25日

資本金:1,550百万円(2011年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 200,721百万円(2011年10月末現在)

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「アジア転換社債ファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年1月6日に関東財務局長に提出し、平成24年1月7日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として投資信託証券を主要投資対象とします。

## ファンドの特色

**1** 主として日本を除くアジア各国/地域(オセアニアを含む)の企業が発行する**転換社債(CB)**※1を**実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。**

- ◆中国・インド・インドネシア等の企業が発行する転換社債(CB)を中心に実質的に投資します※2
- ◆当ファンドは、BNP パリバ インベストメント・パートナーズが運用する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆原則として、「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

※1 CBは「Convertible Bond」の略称で、転換社債(転換社債型新株予約権付社債)を指します。

※2 市場動向等の影響により、変更となることがあります。

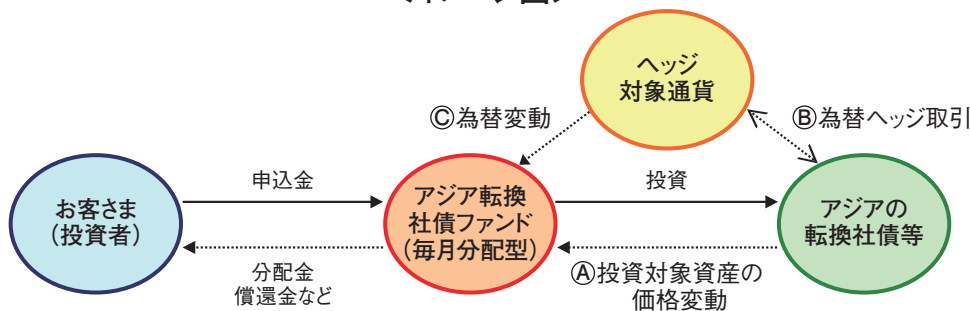
**2** 当ファンドが投資する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」において、**組入外貨建資産に対し、原則として高金利の複数のアジア通貨**※3(オセアニアを含む)での**為替ヘッジ取引を行い、為替ヘッジプレミアムの獲得を目指します。**

※3 通貨の選択については、BNP パリバ インベストメント・パートナーズが適宜、市況状況、流動性等を勘案しながら見直しを行います。

## 当ファンドの収益のイメージ

◆当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替ヘッジ取引による通貨の運用も行っております。

＜イメージ図＞



◆当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

	A	B	C
収益の源泉	アジアの転換社債等の 利子収入、値上がり/値下がり	為替ヘッジプレミアム/コスト	為替差益/差損
収益を得られる ケース	・金利の低下  債券価格の上昇	・ヘッジ対象通貨 > 投資対象資産の 短期金利  ヘッジプレミアムの発生	・円に対してヘッジ対象 通貨高  為替差益の発生
損失や コストが 発生する ケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化  債券価格の下落	・ヘッジ対象通貨 < 投資対象資産の 短期金利  ヘッジコストの発生	・円に対してヘッジ対象 通貨安  為替差損の発生

## BNP パリバ インベストメント・パートナーズについて

- フランスを拠点としてグローバルに事業展開するBNPパリバグループの資産運用部門
  - 44か国に拠点を有し、約3,800名のスタッフを配置
  - BNP パリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高:5,400億ユーロ(約63兆円)(平成23年6月末現在)
- ※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

### 3 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎月安定的な分配を行います。

- ◆ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ◆ 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

#### 追加的記載事項

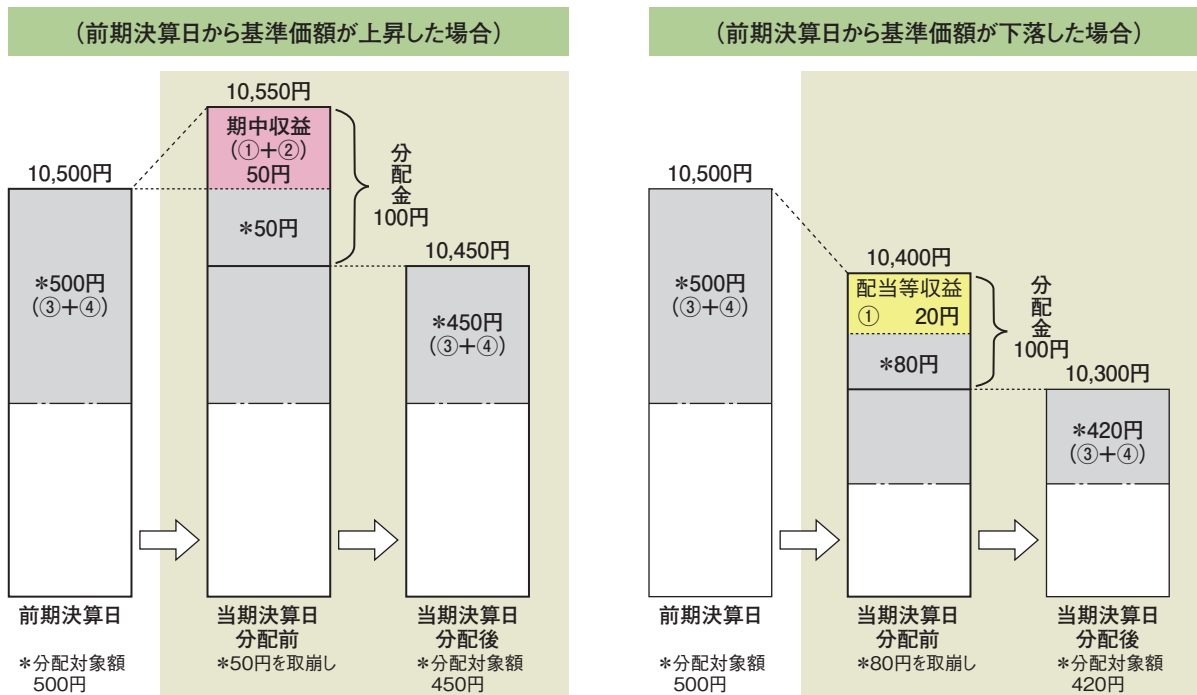
##### 《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



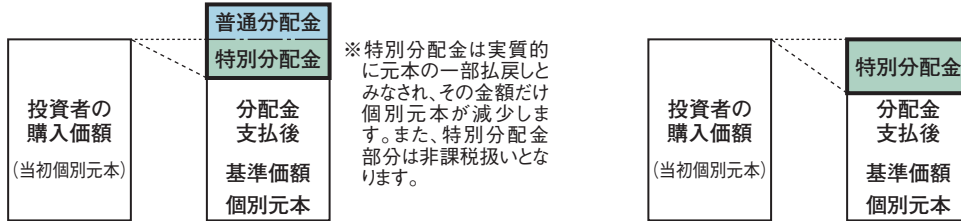
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



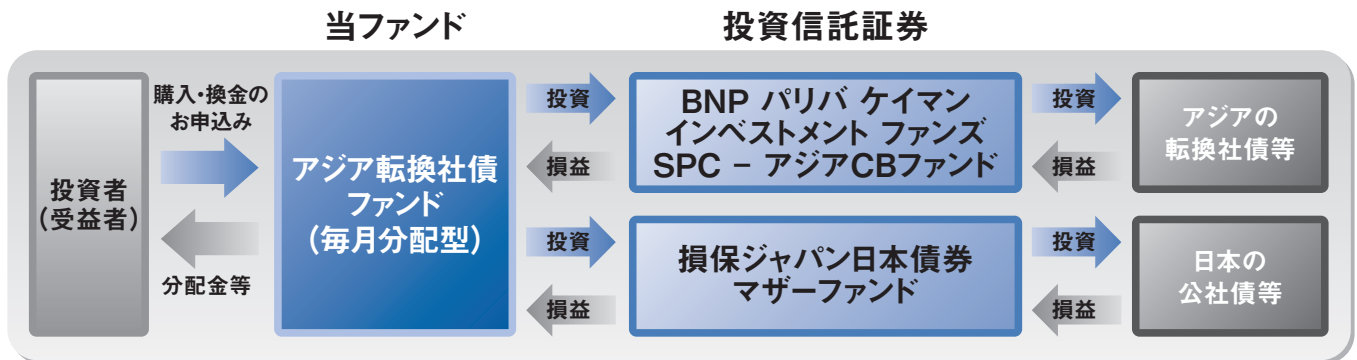
普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を組入れることにより運用を行います。



## 主な投資制限

- ◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ◆デリバティブの直接利用は行いません。
- ◆株式への直接投資は行いません。
- ◆同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

毎決算時(原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

### ①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

### ②分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

### ③留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 追加的記載事項

### 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA Convertible Bond Fund (BNP パリバ ケイマン インベストメント ファunds SPC - アジアCBファンド)
形態	ケイマン籍会社型投信
表示通貨	円建て
運用の基本方針	主として、日本を除くアジア各国・地域(オセアニア含む)の企業が発行する転換社債等に投資します。 ※アジアで事業展開を行うアジア籍以外の企業も含まれます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は純資産総額の20%以下とします。</li> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借入れを行いません。</li> <li>・投資信託証券への投資は行いません。</li> <li>・非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。</li> </ul>
決算日	毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.70%(管理報酬等含む) ※ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	BNP パリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。</li> <li>・投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。</li> <li>・運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。</li> <li>・資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
設定日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

# 投資リスク

## 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆価格変動リスク

転換社債等の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。また、発行体の株式の価格が転換価格に近いときまたは上回っているときに、当該株式の価格変動に敏感に反応することが多いといえます。組入れている転換社債等価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている転換社債等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、転換社債等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドは無格付または低格付の転換社債等を組入れる場合があります。投資適格の転換社債を組入れる場合に比べ信用リスクが高いといえます。

### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

※当ファンドは実質的に株式への投資を行うことがあります（転換社債等の転換により、株式を保有する場合を含みます）。株式への投資には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクがあります。

### ◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。外貨建資産において、原則としてアジア諸国通貨での為替ヘッジ取引を行うため、当該通貨に対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、ヘッジ対象通貨の金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。

### ◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

## 《その他の留意点》

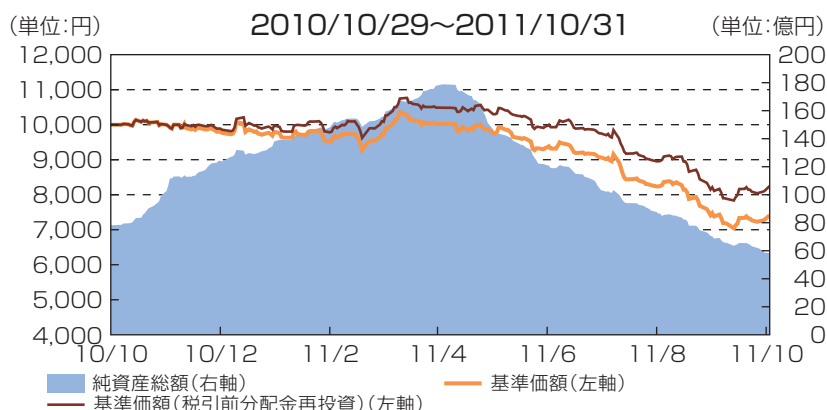
◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

## 《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、外部委託運用部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

(基準日:2011年10月31日)

## 基準価額・純資産の推移



- (注1)基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。  
 (注2)基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に対して1.0395%(税込み))は控除されております(以下同じ)。  
 (注3)当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。  
 (注4)分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	7,414円
純資産総額	58.31億円

(注)基準価額は、分配控除後です。

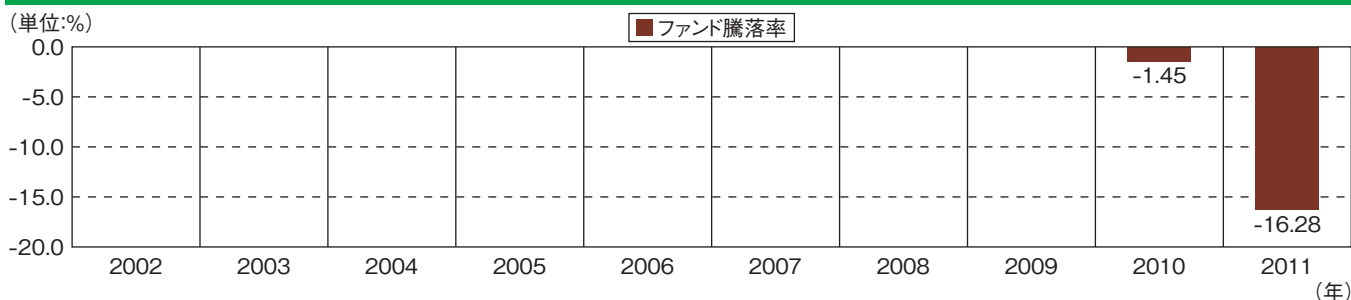
## 構成比率(対純資産)

BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund class B	97.23%
損保ジャパン日本債券マザーファンド	1.00%
コール・ローン等	1.77%
合計	100.00%

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年06月	90円	(注1)直近5期分の分配実績を記載しております。
2011年07月	90円	
2011年08月	90円	
2011年09月	90円	
2011年10月	90円	
直近1年間累計	990円	(注2)収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。
設定来累計	990円	

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



- (注1)ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出しております。  
 (注2)2010年は設定日(2010年10月29日)を10,000とし年末までのもの、2011年は年初から基準日までの騰落率です。  
 (注3)当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

## 主要な資産の状況(BNP パリバ ケイマン インベストメント ファunds SPC-アジアCBファンド)

「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファunds SPC-アジアCBファンド」の運用会社が作成したデータを掲載しております。

### 構成比率(対純資産)

転換社債	94.7%
現金等	5.3%
合計	100.0%

### 業種別構成比率(対純資産)

業種	純資産比
不動産	27.8%
小売/卸売	10.2%
医薬品	9.2%
資本財サービス	9.1%
石油/ガス	7.9%
インフラ関連/技術/建設	5.8%
電気関連/技術/機器	5.1%
公共事業	3.8%
自動車	3.2%
その他	12.7%
現金等	5.3%
合計	100.0%

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	国・地域	業種	格付	純資産比
1	Orchid Chemicals & Pharmaceuticals Ltd	0.000	2012/2/28	インド	医薬品	BB	7.3%
2	Maoye International Holdings Ltd	3.000	2013/10/13	中国	小売/卸売	BB	6.0%
3	BLD Investments Pte Ltd	8.625	2013/3/23	インドネシア	不動産	BB	4.7%
4	Hidili Industry International Development Ltd	1.500	2013/1/19	中国	石油/ガス	BB	4.5%
5	Shui On Land Ltd	4.500	2013/9/29	中国	不動産	BB	4.5%
6	Firstsource Solutions Ltd	0.000	2012/12/4	インド	その他	B	4.4%
7	Far East Consortium International Ltd/HK	3.625	2012/3/5	香港	不動産	BB	4.2%
8	Fufeng Group Ltd	4.500	2013/4/1	中国	資本財サービス	BB	4.2%
9	Videocon Industries Ltd	6.750	2015/12/16	インド	資本財サービス	B	3.9%
10	Hynix Semiconductor Inc	2.650	2013/5/14	韓国	電気関連/技術/機器	BB	3.4%
組入銘柄数							38銘柄

(注1) 格付は、S&P及びムーディーズのうち、最上位の格付を当該銘柄の格付として表示しています。

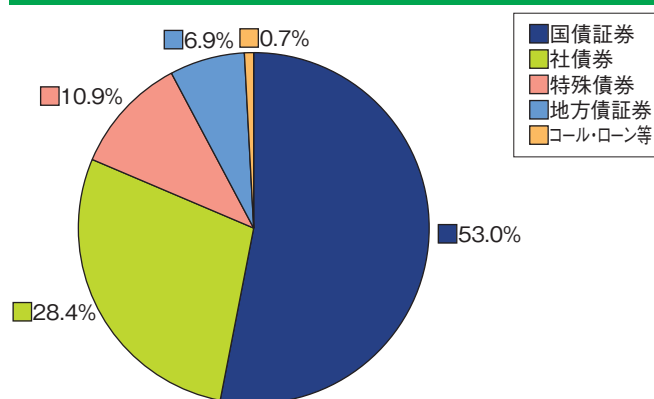
(注2) 格付がない場合は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズによる独自の格付を採用しております。

### 主要な資産の状況(損保ジャパン日本債券マザーファンド)

#### 構成比率(対純資産)

公社債	99.29%
コール・ローン等	0.71%
合計	100.00%

#### 種類別構成比率(対純資産)



#### ポートフォリオの状況

平均残存期間	7.41
修正デュレーション	6.59

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	258 10年国債	国債証券	2014/03/20	8.8%
2	313 10年国債	国債証券	2021/03/20	3.4%
3	274 10年国債	国債証券	2015/12/20	2.5%
4	286 10年国債	国債証券	2017/06/20	2.2%
5	98 20年国債	国債証券	2027/09/20	2.0%
6	105 20年国債	国債証券	2028/09/20	2.0%
7	311 10年国債	国債証券	2020/09/20	2.0%
8	851 政保公営企業	特殊債券	2015/05/25	2.0%
9	83 20年国債	国債証券	2025/12/20	1.9%
10	280 10年国債	国債証券	2016/06/20	1.8%
銘柄数				75銘柄

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 ※換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等*その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	平成24年1月7日から平成25年1月9日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込総額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとしてします。
信託期間	平成27年10月13日まで(設定日 平成22年10月29日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年4月、10月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に、 <b>3.675%(税抜3.5%)</b> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率1.0395%(税抜0.99%)</b>を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.3675%(税抜0.35%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.6300%(税抜0.60%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0420%(税抜0.04%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	年率0.3675%(税抜0.35%)	販売会社	年率0.6300%(税抜0.60%)	受託会社	年率0.0420%(税抜0.04%)
委託会社	年率0.3675%(税抜0.35%)						
販売会社	年率0.6300%(税抜0.60%)						
受託会社	年率0.0420%(税抜0.04%)						
投資対象とする 投資信託証券の 信託報酬等	<b>年率0.70%</b> ※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。						
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.7395%(税込・年率)</b> 程度となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.0395%(税抜0.99%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.70%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。						
その他の費用・ 手数料	<p>◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021%(税抜0.0020%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</p> <p>◆その他の費用(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・売買委託手数料に対する消費税等相当額</li> <li>・コール取引等に要する費用</li> <li>・外国における資産の保管等に要する費用</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・受託会社の立替えた立替金の利息 等</li> </ul> <p>(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>						

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# アジア転換社債ファンド(毎月分配型)

---

追加型投信／海外／債券

## 投資信託説明書（請求目論見書） 2012年1月

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 「アジア転換社債ファンド（毎月分配型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 24 年 1 月 6 日に関東財務局長に提出し、平成 24 年 1 月 7 日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 「アジア転換社債ファンド（毎月分配型）」の基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。**したがって、**当ファンドは元金が保証されているものではありません。**
4. 「アジア転換社債ファンド（毎月分配型）」は、主に海外の転換社債等および日本の公社債に投資する投資信託証券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れた転換社債等の値動き、為替相場の変動等の影響、金利の変動等による組入れ債券の値動きにより上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、当該投資信託証券が組入れた転換社債等および債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

有価証券届出書提出日	: 平成24年1月6日
発行者名	: 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 数間 浩喜
本店の所在の場所	: 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
届出の対象とした募集（売出）	: アジア転換社債ファンド（毎月分配型）
内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	
届出の対象とした募集（売出）	: 募集額 1,000億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額	
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

## 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
2 投資方針	10
3 投資リスク	14
4 手数料等及び税金	17
5 運用状況	20
第2 管理及び運営	27
1 申込（販売）手続等	27
2 換金（解約）手続等	28
3 資産管理等の概要	29
4 受益者の権利等	32
第3 ファンドの経理状況	34
1 財務諸表	36
2 ファンドの現況	56
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	57
第三部 委託会社等の情報	58
第1 委託会社等の概況	58
1 委託会社等の概況	58
2 事業の内容及び営業の概況	59
3 委託会社等の経理状況	60
4 利害関係人との取引制限	107
5 その他	107

### 信託約款

#### ■当ファンドに関する情報提供窓口

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

お電話によるお問い合わせ先 03-5290-3519 営業部(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アジア転換社債ファンド（毎月分配型）  
（以下「当ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれていません。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日<sup>※1</sup>の翌営業日の基準価額<sup>※2</sup>とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

※1 日本における委託会社および販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

※2 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

## (5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

※分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

## (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

継続申込期間 平成24年1月7日から平成25年1月9日までです。

※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社（ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

## (9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

①申込証拠金

ありません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として、「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファ ンド	あり ( )
一般	年2回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州 アジア		
債券	年12回 (毎月)	オセアニア		
一般	日々	中南米		
公債	その他 ( )	アフリカ		
社債		中近東 (中東)		
その他債券		エマージング		
クレジット属性 ( )				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))				
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします。商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

<当ファンドの属性区分の定義>

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回	目論見書又は信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・ オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## <ファンドの特色>

### ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として投資信託証券を主要投資対象とします。

### ファンドの特色

**1** 主として日本を除くアジア各国/地域(オセアニアを含む)の企業が発行する転換社債(CB)<sup>※1</sup>を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ◆中国・インド・インドネシア等の企業が発行する転換社債(CB)を中心に実質的に投資します<sup>※2</sup>
- ◆当ファンドは、BNP パリバ インベストメント・パートナーズが運用する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆原則として、「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

※1 CBは「Convertible Bond」の略称で、転換社債(転換社債型新株予約権付社債)を指します。

※2 市場動向等の影響により、変更となることがあります。

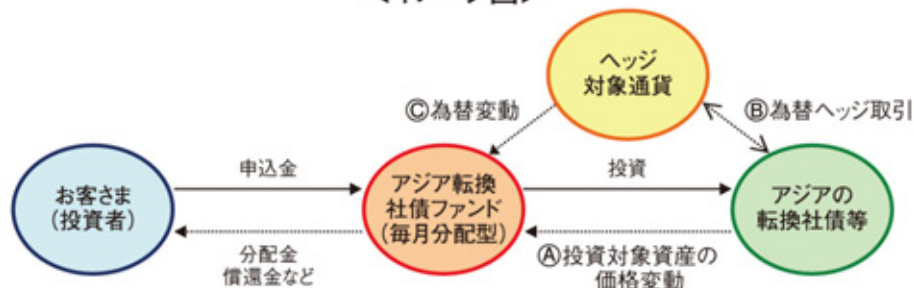
**2** 当ファンドが投資する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」において、組入外貨建資産に対し、原則として高金利の複数のアジア通貨<sup>※3</sup>(オセアニアを含む)での為替ヘッジ取引を行い、為替ヘッジプレミアムの獲得を目指します。

※3 通貨の選択については、BNP パリバ インベストメント・パートナーズが適宜、市況状況、流動性等を勘案しながら見直しを行います。

### 当ファンドの収益のイメージ

◆当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替ヘッジ取引による通貨の運用も行っております。

#### <イメージ図>



◆当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

	(A)	(B)	(C)
収益の源泉	アジアの転換社債等の 利子収入、値上がり/値下がり	為替ヘッジプレミアム/コスト	為替差益/差損
収益を得られる ケース	・金利の低下 債券価格の上昇	・ヘッジ対象通貨 > 投資対象資産の 通貨の短期金利 ヘッジプレミアムの発生	・円に対してヘッジ対象 通貨高 為替差益の発生
損失や コストが 発生する ケース	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	ヘッジコストの発生 ・ヘッジ対象通貨 < 投資対象資産の 通貨の短期金利	為替差損の発生 ・円に対してヘッジ対象 通貨安

## BNP パリバ インベストメント・パートナーズについて

- フランスを拠点としてグローバルに事業展開するBNPパリバグループの資産運用部門
- 44か国に拠点を有し、約3,800名のスタッフを配置
- BNP パリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高:5,400億ユーロ(約63兆円)(平成23年6月末現在)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

### 3 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎月安定的な分配を行います。

- ◆ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ◆ 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

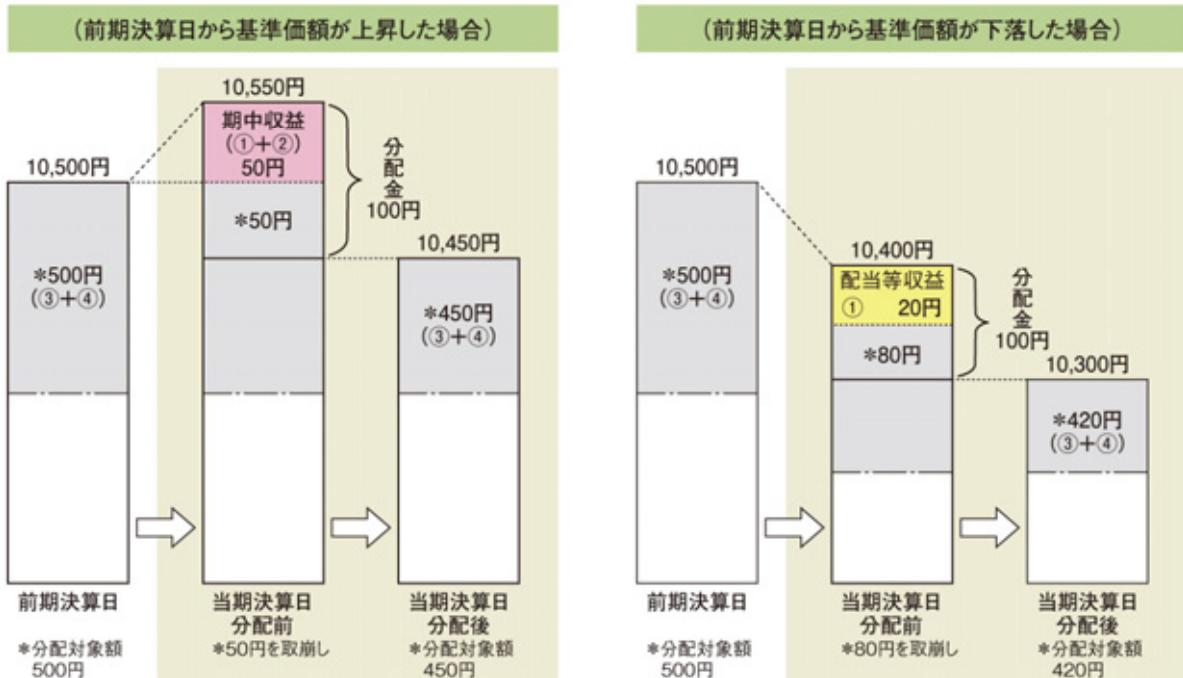
#### 《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



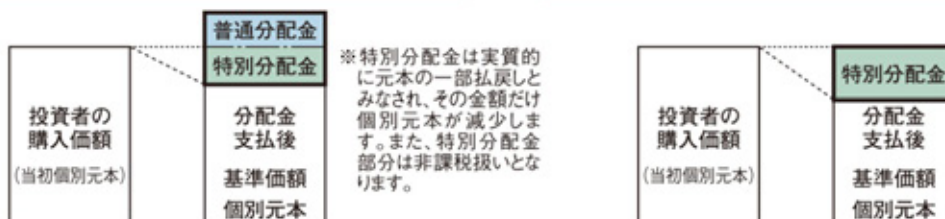
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

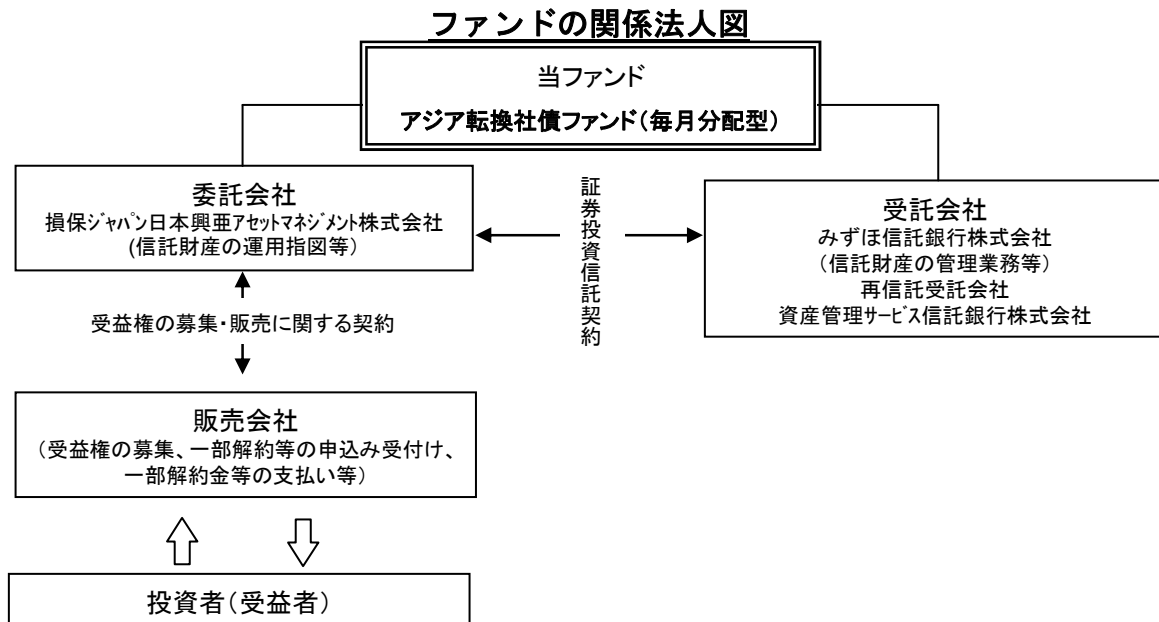
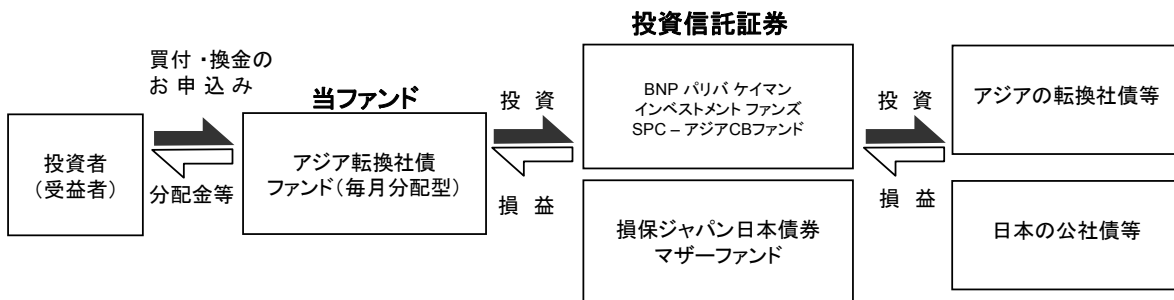
## (2) 【ファンドの沿革】

平成22年10月29日 信託契約締結、設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ① ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



### ② ファンドの関係法人

#### (i) 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

#### (ii) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

#### (iii) 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管

理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,550百万円 (平成23年10月末現在)

(ii) 委託会社の沿革

昭和61年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立  
 昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録  
 昭和62年 9月9日 投資一任業務の認可取得  
 平成3年 6月1日 ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更  
 平成10年 1月1日 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更  
 平成10年 3月3日 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更  
 平成10年 3月31日 証券投資信託委託業の免許取得  
 平成14年 7月1日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更  
 平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録  
 平成22年 10月1日 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

(iii) 大株主の状況 (平成23年10月末現在)

名称	住所 (所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
NK S J ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリューグループ・インク	米国カリフォルニア州ロサンゼルス市南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合計		24,085	100.0

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的とします。

#### b. 運用方針

##### ① 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

##### ② 投資態度

(i) 主として「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。

(ii) 原則として、「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

(iii) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(iv) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(v) 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

※当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

### (2)【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(i) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

② 委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券<sup>※</sup>（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. の証券または証書の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

※別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド  
親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA Convertible Bond Fund (BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド)
形態	ケイマン籍会社型投信
表示通貨	円建て
運用の基本方針	主として、日本を除くアジア各国・地域(オセアニア含む)の企業が発行する転換社債等に投資します。 ※アジアで事業展開を行うアジア籍以外の企業も含まれます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は純資産総額の20%以下とします。</li> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借入れを行いません。</li> <li>・投資信託証券への投資は行いません。</li> <li>・非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。</li> </ul>
決算日	毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.70%(管理報酬等含む) ※ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	BNP パリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。</li> <li>・投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。</li> <li>・運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。</li> <li>・資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
設定日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

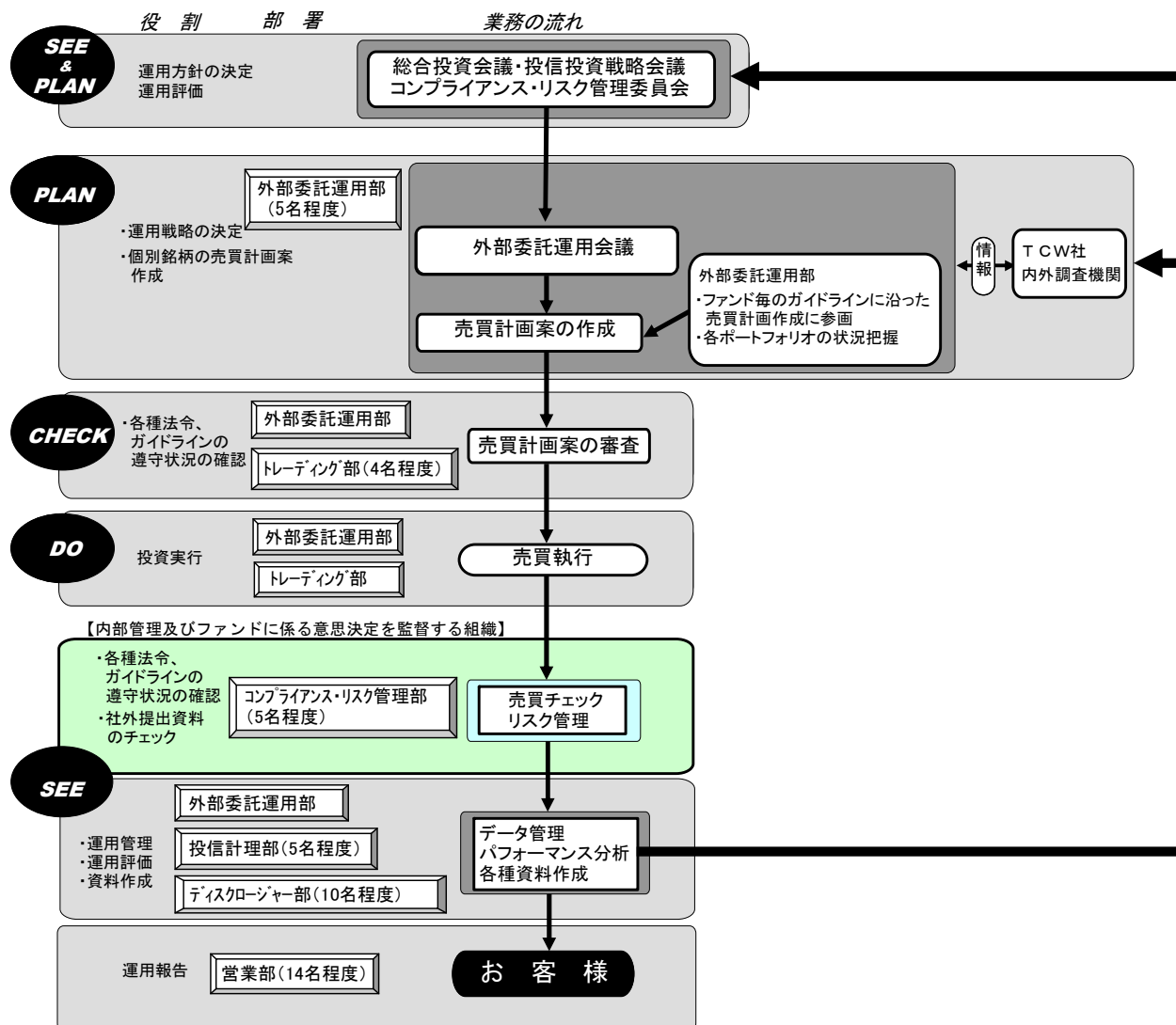
### (3) 【運用体制】

委託会社では、ファンドの基本運用方針については、投信投資戦略会議および外部委託運用会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、外部委託運用部が行っています。

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等のサービス規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

## ＜委託会社の運用の意思決定プロセス＞



(注) 上図は、平成23年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

### (4) 【配分方針】

毎決算時（原則、毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての配分方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

### a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ 外国為替予約の指図  
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。
- ⑧ 資金の借入れ
  - (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - (iii) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑨ 受託会社による資金の立替え
  - (i) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
  - (ii) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - (iii) 前記(i)、(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 3 【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

## <当ファンドの投資にかかるリスク>

### ①価格変動リスク

転換社債等の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。また、発行体の株式の価格が転換価格に近いときまたは上回っているときに、当該株式の価格変動に敏感に反応することが多いといえます。組入れている転換社債等価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ②信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている転換社債等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、転換社債等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドは無格付または低格付の転換社債等を組入れる場合があります。投資適格の転換社債を組入れる場合に比べ信用リスクが高いといえます。

### ③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

※当ファンドは実質的に株式への投資を行うことがあります（転換社債等の転換により、株式を保有する場合を含みます。）。株式への投資には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクがあります。

### ④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。外貨建資産において、原則としてアジア諸国通貨の為替取引を行うため、当該通貨に対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ⑤カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

⑥コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

#### <その他の留意点>

- ①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ②ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ③販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。  
委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。  
委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

#### ④お申込み、ご換金に関わる留意点

##### <お申込時>

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所<sup>※</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

##### <ご換金時>

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

#### <リスクの管理体制>

ファンドのリスク要因の分析・検証は、毎月開催される外部委託運用会議で行われるとともに、

コンプライアンス・リスク管理部にて検証の上、その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告されることになっています。また、外部委託運用部では投資制限の遵守状況をモニターするとともに、運用委託先による運用結果や、ポートフォリオの各種リスク特性を表す指標について分析を行い、投信投資戦略会議および外部委託運用会議において報告を行っております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

<申込み時に受益者が負担する費用・税金>

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

※1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

※2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になる場合があります。

※3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

##### (3) 【信託報酬等】

<信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金>

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.0395%（税抜0.99%）		
	信託報酬の配分 純資産総額に対し	委託会社 年率0.3675% （税抜0.35%）	販売会社 年率0.6300% （税抜0.60%）	受託会社 年率0.0420% （税抜0.04%）

① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0395%（税抜0.99%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとし、なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

⑤ 当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね1.7395%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等 (年率)
BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズ SPC - アジアCBファンド	0.70%

※上記の信託報酬等は、平成24年1月6日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほかファンドの設立・開示に関する費用等（弁護士報酬等）、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

⑥ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

#### (4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.0021%（税抜0.0020%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配時>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

※上記の税率は、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

（注1） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

（注2） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- ※ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
- ※ 上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

平成23年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	58,407,701	1.00
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,669,525,232	97.23
現金及びその他の資産 (負債控除後)		103,120,199	1.77
合計(純資産総額)		5,831,053,132	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

平成23年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
公社債	日本	7,865,888,699	99.29
現金及びその他の資産 (負債控除後)		56,206,944	0.71
合計(純資産総額)		7,922,095,643	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 評価額上位30銘柄

平成23年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	評価損益 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund class B	784,818	6,850	5,376,003,300	7,224	5,669,525,232	293,521,932	97.23
日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファンド	47,648,639	1.2293	58,574,493	1.2258	58,407,701	△166,792	1.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### b. 種類別投資比率

平成23年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	1.00
投資信託受益証券	97.23
合計	98.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン日本債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成23年10月31日現在

順位	発行地	銘柄名	種類	額面	通貨	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
1	日本	258 10年国債	国債証券	680,000,000	円	102.95	700,060,000	102.68	698,241,000	1.30	2014/3/20	8.81
2	日本	313 10年国債	国債証券	260,000,000	円	102.50	266,506,500	102.84	267,379,320	1.30	2021/3/20	3.38
3	日本	274 10年国債	国債証券	190,000,000	円	105.13	199,753,500	104.82	199,153,820	1.50	2015/12/20	2.51
4	日本	286 10年国債	国債証券	160,000,000	円	107.71	172,332,390	107.42	171,871,840	1.80	2017/6/20	2.17
5	日本	98 20年国債	国債証券	150,000,000	円	105.61	158,419,200	106.88	160,312,950	2.10	2027/9/20	2.02
6	日本	105 20年国債	国債証券	150,000,000	円	105.13	157,696,860	106.51	159,759,000	2.10	2028/9/20	2.02
7	日本	311 10年国債	国債証券	160,000,000	円	98.40	157,440,800	99.01	158,422,400	0.80	2020/9/20	2.00
8	日本	851 政保公営企業	特殊債券	150,000,000	円	103.75	155,630,100	103.55	155,325,600	1.30	2015/5/25	1.96
9	日本	83 20年国債	国債証券	140,000,000	円	106.87	149,611,000	108.13	151,386,480	2.10	2025/12/20	1.91
10	日本	280 10年国債	国債証券	130,000,000	円	107.21	139,366,800	107.07	139,191,520	1.90	2016/6/20	1.76
11	日本	288 10年国債	国債証券	130,000,000	円	107.13	139,269,000	106.99	139,081,150	1.70	2017/9/20	1.76
12	日本	295 10年国債	国債証券	130,000,000	円	105.91	137,683,000	106.01	137,818,200	1.50	2018/6/20	1.74
13	日本	73 20年国債	国債証券	110,000,000	円	106.42	117,065,190	107.49	118,241,860	2.00	2024/12/20	1.49
14	日本	92 20年国債	国債証券	110,000,000	円	106.18	116,798,000	107.40	118,141,760	2.10	2026/12/20	1.49
15	日本	19 30年国債	国債証券	100,000,000	円	106.05	106,050,000	108.11	108,111,300	2.30	2035/6/20	1.36
16	日本	24 公営企業	地方債証券	100,000,000	円	107.52	107,519,700	107.50	107,497,300	1.94	2016/12/20	1.36
17	日本	46 伊藤忠商事	社債券	100,000,000	円	107.57	107,566,900	107.43	107,430,900	2.02	2017/4/26	1.36
18	日本	64 三菱商事	社債券	100,000,000	円	107.38	107,383,500	107.03	107,028,900	2.00	2016/9/20	1.35
19	日本	5 住友信託 劣後	社債券	100,000,000	円	106.48	106,480,300	106.12	106,122,500	2.25	2016/4/27	1.34
20	日本	296 10年国債	国債証券	100,000,000	円	105.91	105,914,400	106.02	106,023,000	1.50	2018/9/20	1.34
21	日本	66 20年国債	国債証券	100,000,000	円	105.12	105,120,000	105.91	105,907,600	1.80	2023/12/20	1.34
22	日本	87 政保道路機構	特殊債券	100,000,000	円	105.17	105,173,200	105.56	105,562,400	1.50	2019/8/30	1.33
23	日本	17-4 静岡県公債	地方債証券	100,000,000	円	105.22	105,215,200	104.89	104,889,100	1.60	2015/10/27	1.32
24	日本	60東日本旅客鉄道	社債券	100,000,000	円	104.14	104,135,200	104.53	104,533,600	1.45	2019/7/24	1.32
25	日本	21-15 愛知県公債	地方債証券	100,000,000	円	104.02	104,020,600	104.49	104,490,200	1.42	2020/1/28	1.32
26	日本	49 日産自動車	社債券	100,000,000	円	104.61	104,611,500	104.24	104,235,900	1.93	2014/9/19	1.32
27	日本	56 道路機構	特殊債券	100,000,000	円	103.60	103,601,900	104.11	104,113,000	1.43	2019/12/20	1.31
28	日本	31 三井不動産	社債券	100,000,000	円	103.98	103,982,200	103.68	103,675,200	1.65	2014/9/19	1.31
29	日本	68 住友不動産	社債券	100,000,000	円	103.90	103,899,800	103.53	103,525,500	1.81	2014/10/10	1.31
30	日本	7 三井住友BK劣後	社債券	100,000,000	円	103.75	103,746,700	103.36	103,363,000	2.01	2014/2/5	1.30

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成23年10月31日現在

資産の種類	投資比率 (%)
国債証券	52.98
社債券	28.43
特殊債券	10.93
地方債証券	6.95
合計	99.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年10月31日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち (円)	分配付き (円)
第1期末 (平成22年12月10日)	9,900	9,990	11,281,599,436	11,384,160,905
第2期末 (平成23年1月11日)	10,028	10,118	13,139,849,399	13,257,780,650
第3期末 (平成23年2月10日)	9,728	9,818	14,218,640,043	14,350,180,210
第4期末 (平成23年3月10日)	9,745	9,835	15,420,855,078	15,563,272,008
第5期末 (平成23年4月11日)	10,286	10,376	16,633,571,765	16,779,104,433
第6期末 (平成23年5月10日)	9,820	9,910	17,505,257,918	17,665,686,158
第7期末 (平成23年6月10日)	9,653	9,743	13,852,504,032	13,981,652,313
第8期末 (平成23年7月11日)	9,428	9,518	11,987,616,332	12,102,055,696
第9期末 (平成23年8月10日)	8,612	8,702	9,616,499,481	9,717,002,193
第10期末 (平成23年9月12日)	8,271	8,361	8,365,163,986	8,456,190,469
第11期末 (平成23年10月11日)	7,042	7,132	6,354,957,482	6,436,179,845
平成22年11月末	9,962	—	10,671,854,115	—
12月末	9,766	—	12,375,024,853	—
平成23年1月末	9,762	—	13,916,009,253	—
2月末	9,519	—	14,802,825,377	—
3月末	9,897	—	15,948,494,685	—
4月末	10,027	—	17,779,815,707	—
5月末	9,756	—	14,415,378,578	—
6月末	9,385	—	12,079,429,401	—
7月末	9,065	—	10,328,944,697	—
8月末	8,247	—	8,659,476,137	—

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち (円)	分配付き (円)
9月末	7,381	—	6,872,953,348	—
10月31日	7,414	—	5,831,053,132	—

②【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1期 自 平成22年10月29日 至 平成22年12月10日	90
第2期 自 平成22年12月11日 至 平成23年1月11日	90
第3期 自 平成23年1月12日 至 平成23年2月10日	90
第4期 自 平成23年2月11日 至 平成23年3月10日	90
第5期 自 平成23年3月11日 至 平成23年4月11日	90
第6期 自 平成23年4月12日 至 平成23年5月10日	90
第7期 自 平成23年5月11日 至 平成23年6月10日	90
第8期 自 平成23年6月11日 至 平成23年7月11日	90
第9期 自 平成23年7月12日 至 平成23年8月10日	90
第10期 自 平成23年8月11日 至 平成23年9月12日	90
第11期 自 平成23年9月13日 至 平成23年10月11日	90

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期	△ 0.10
第2期	2.20
第3期	△ 2.09
第4期	1.10
第5期	6.48
第6期	△ 3.66
第7期	△ 0.78
第8期	△ 1.40
第9期	△ 7.70
第10期	△ 2.91
第11期	△ 13.77

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成22年10月29日）から第11期末（平成23年10月11日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

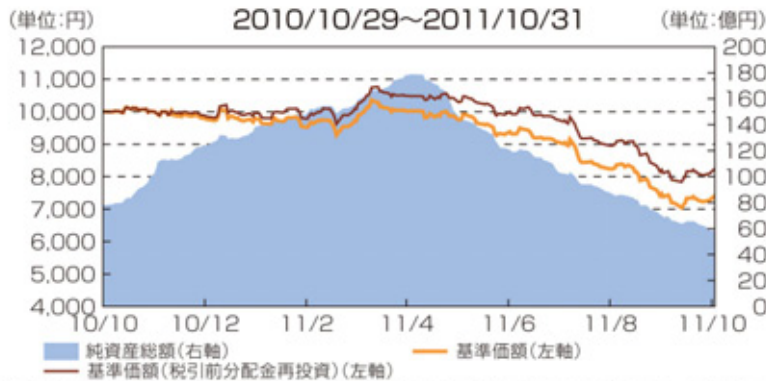
	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	11,398,098,787	2,380,000
第2期	1,730,581,878	22,828,277
第3期	1,590,299,033	78,197,213
第4期	1,296,250,996	87,721,770
第5期	719,643,260	373,450,144
第6期	3,026,694,020	1,371,630,467
第7期	597,608,987	4,073,160,026
第8期	529,800,675	2,164,124,832
第9期	139,602,026	1,688,118,918
第10期	107,749,476	1,160,663,821
第11期	70,356,728	1,159,703,312

(注1) 設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定及び解約はありません。

(基準日:2011年10月31日)

基準価額・純資産の推移



- (注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資した  
ものとして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
- (注2) 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に  
対して1.0395%(税込み))は控除されております(以下同じ)。
- (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
- (注4) 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基  
準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	7,414円
純資産総額	58.31億円

(注) 基準価額は、分配控除後です。

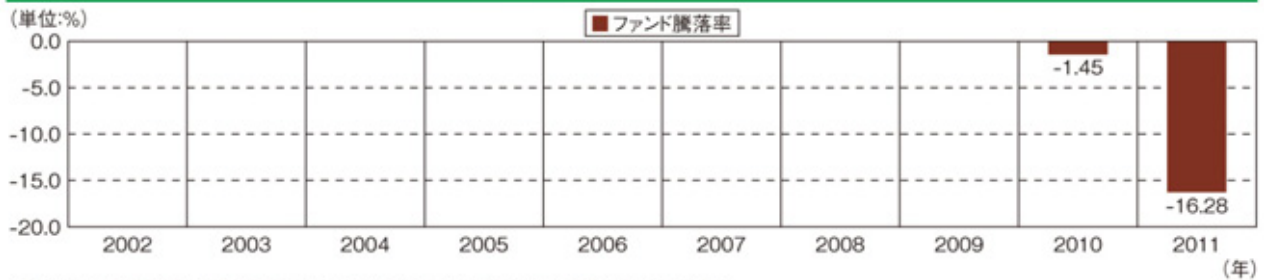
構成比率(対純資産)

BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund class B	97.23%
損保ジャパン日本債券マザーファンド	1.00%
コール・ローン等	1.77%
合計	100.00%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年06月	90円	(注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。
2011年07月	90円	
2011年08月	90円	
2011年09月	90円	
2011年10月	90円	
直近1年間累計	990円	
設定来累計	990円	(注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- (注1) ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出しております。
- (注2) 2010年は設定日(2010年10月29日)を10,000とし年末までのもの、2011年は年初から基準日までの騰落率です。
- (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

主要な資産の状況(BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド)

[BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド]の運用会社が作成したデータを掲載しております。

構成比率(対純資産)

転換社債	94.7%
現金等	5.3%
合計	100.0%

業種別構成比率(対純資産)

業種	純資産比
不動産	27.8%
小売/卸売	10.2%
医薬品	9.2%
資本財サービス	9.1%
石油・ガス	7.9%
インフラ関連/技術/建設	5.8%
電気関連/技術/機器	5.1%
公共事業	3.8%
自動車	3.2%
その他	12.7%
現金等	5.3%
合計	100.0%

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	国・地域	業種	格付	純資産比
1	Orchid Chemicals & Pharmaceuticals Ltd	0.000	2012/2/28	インド	医薬品	BB	7.3%
2	Maoye International Holdings Ltd	3.000	2013/10/13	中国	小売/卸売	BB	6.0%
3	BLD Investments Pte Ltd	8.625	2013/3/23	インドネシア	不動産	BB	4.7%
4	Hidili Industry International Development Ltd	1.500	2013/1/19	中国	石油・ガス	BB	4.5%
5	Shui On Land Ltd	4.500	2013/9/29	中国	不動産	BB	4.5%
6	Firstsource Solutions Ltd	0.000	2012/12/4	インド	その他	B	4.4%
7	Far East Consortium International Ltd/HK	3.625	2012/3/5	香港	不動産	BB	4.2%
8	Fufeng Group Ltd	4.500	2013/4/1	中国	資本財サービス	BB	4.2%
9	Videocon Industries Ltd	6.750	2015/12/16	インド	資本財サービス	B	3.9%
10	Hynix Semiconductor Inc	2.650	2013/5/14	韓国	電気関連/技術/機器	BB	3.4%
組入銘柄数							38銘柄

(注1) 格付は、S&P及びムーディーズのうち、最上位の格付を当該銘柄の格付として表示しています。

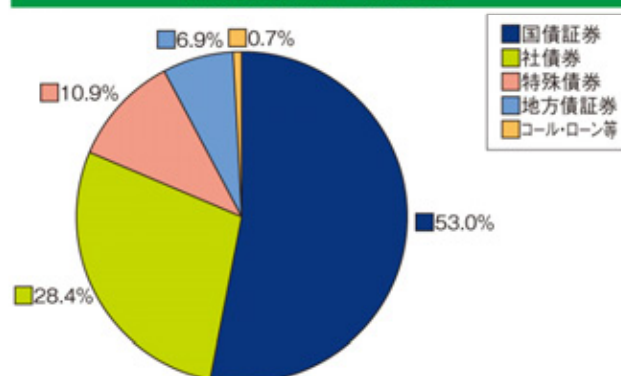
(注2) 格付がない場合は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズによる独自の格付を採用しております。

### 主要な資産の状況(損保ジャパン日本債券マザーファンド)

#### 構成比率(対純資産)

公社債	99.29%
コール・ローン等	0.71%
合計	100.00%

#### 種類別構成比率(対純資産)



#### ポートフォリオの状況

平均残存期間	7.41
修正デュレーション	6.59

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	258 10年国債	国債証券	2014/03/20	8.8%
2	313 10年国債	国債証券	2021/03/20	3.4%
3	274 10年国債	国債証券	2015/12/20	2.5%
4	286 10年国債	国債証券	2017/06/20	2.2%
5	98 20年国債	国債証券	2027/09/20	2.0%
6	105 20年国債	国債証券	2028/09/20	2.0%
7	311 10年国債	国債証券	2020/09/20	2.0%
8	851 政保公営企業	特殊債券	2015/05/25	2.0%
9	83 20年国債	国債証券	2025/12/20	1.9%
10	280 10年国債	国債証券	2016/06/20	1.8%
銘柄数				75銘柄

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。  
ただし、ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。  
お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。  
※販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。
- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額<sup>\*</sup>とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社にお問い合わせることにより知る事ができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。  
自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。  
※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。  
※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額<sup>\*</sup>として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の

停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

(5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

平成27年10月13日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、第1期計算期間は、平成22年10月29日から平成22年12月10日までとし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ① 信託契約の解約

- (i) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させる事となった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (iii) 委託会社は、前記(i)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iv) 前記(iii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iv)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (v) 前記(iii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (vi) 前記(iii)から(v)までの規定は、前記(ii)の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(iii)から(v)までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

### ② 信託契約に関する監督官庁の命令

- (i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - (ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第41条の規定にしたがいます。
- ③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - (ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
  - (ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑥ 信託約款の変更等
- (i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥(i)から(vii)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
  - (ii) 委託会社は、前記(i)の事項（前記(i)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について

賛成するものとみなします。

- (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 前記(ii)から(v)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 前記(i)から(vi)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### ⑦ 運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年4月11日から10月10日及び10月11日から翌年4月10日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年4月11日から10月10日及び10月11日から翌年4月10日まで）及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

#### ⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑨ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### ⑩ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の

支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金の支払いは委託会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

## (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成23年4月12日から平成23年10月11日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書


平成23年12月5日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

英 久 一 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

大村真敏 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア転換社債ファンド(毎月分配型)の平成23年4月12日から平成23年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア転換社債ファンド(毎月分配型)の平成23年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1 【財務諸表】

アジア転換社債ファンド（毎月分配型）

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成23年4月11日現在)	当期 (平成23年10月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	962,373,926	442,846,571
投資信託受益証券	15,770,223,114	6,054,132,750
親投資信託受益証券	148,355,658	72,829,047
流動資産合計	16,880,952,698	6,569,808,368
資産合計	16,880,952,698	6,569,808,368
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	145,532,668	81,222,363
未払解約金	87,627,941	127,600,610
未払受託者報酬	573,665	243,058
未払委託者報酬	13,624,785	5,772,712
その他未払費用	21,874	12,143
流動負債合計	247,380,933	214,850,886
負債合計	247,380,933	214,850,886
純資産の部		
元本等		
元本	16,170,296,550	9,024,707,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	463,275,215	△2,669,749,604
純資産合計	16,633,571,765	6,354,957,482
負債純資産合計	16,880,952,698	6,569,808,368

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	平成22年10月29日 平成23年4月11日	自 至	平成23年4月12日 平成23年10月11日
営業収益				
受取配当金		741,227,850		780,086,270
受取利息		236,854		159,144
有価証券売買等損益		515,176,102		△3,926,471,257
営業収益合計		1,256,640,806		△3,146,225,843
営業費用				
受託者報酬		2,405,366		2,547,173
委託者報酬		57,128,574		60,496,276
その他費用		109,370		113,430
営業費用合計		59,643,310		63,156,879
営業利益又は営業損失(△)		1,196,997,496		△3,209,382,722
経常利益又は経常損失(△)		1,196,997,496		△3,209,382,722
当期純利益又は当期純損失(△)		1,196,997,496		△3,209,382,722
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△1,217,687		△209,902,780
期首剰余金又は期首欠損金(△)		—		463,275,215
剰余金増加額又は欠損金減少額		13,247,107		596,941,971
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,247,107		596,941,971
剰余金減少額又は欠損金増加額		108,204,590		53,719,405
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		108,204,590		53,719,405
分配金		639,982,485		676,767,443
期末剰余金又は期末欠損金(△)		463,275,215		△2,669,749,604

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期
	自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券・投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成23年4月12日から平成23年10月11日までとなっております。

(追加情報)

当期
自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期	当期
	(平成23年4月11日現在)	(平成23年10月11日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	16,170,296,550口	9,024,707,086口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	—	元本の欠損 2,669,749,604円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0286円 (1万口当たり純資産額 10,286円)	1口当たり純資産額 0.7042円 (1万口当たり純資産額 7,042円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年10月29日 至 平成23年 4月11日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日</p>
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成22年10月29日から平成22年12月10日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益(107,733,192円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)及び収益調整金(293,241円)を対象収益(108,026,433円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から102,561,469円(1万口当り90円)を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成22年12月11日から平成23年1月11日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益(132,178,825円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益(33,372,595円)、収益調整金(1,163,758円)及び分配準備積立金(5,229,731円)を対象収益(171,944,909円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から117,931,251円(1万口当り90円)を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成23年1月12日から平成23年2月10日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益(140,223,763円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、収益調整金(8,592,273円)及び分配準備積立金(52,778,410円)を対象収益(201,594,446円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から131,540,167円(1万口当り90円)を分配に充てることに決定しました。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成23年4月12日から平成23年5月10日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益(169,790,612円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、収益調整金(124,012,443円)及び分配準備積立金(528,427,667円)を対象収益(822,230,722円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から160,428,240円(1万口当り90円)を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成23年5月11日から平成23年6月10日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益(137,704,239円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、収益調整金(116,670,251円)及び分配準備積立金(425,560,850円)を対象収益(679,935,340円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から129,148,281円(1万口当り90円)を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成23年6月11日から平成23年7月11日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益(123,968,831円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、収益調整金(118,604,635円)及び分配準備積立金(375,180,340円)を対象収益(617,753,806円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から114,439,364円(1万口当り90円)を分配に充てることに決定しました。</p>

<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年10月29日 至 平成23年 4月11日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日</p>
<p>平成23年 2月11日から平成23年 3月10日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（154,573,184円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（15,009,934円）及び分配準備積立金（61,289,585円）を対象収益（230,872,703円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から142,416,930円（1万口当り90円）を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成23年 3月11日から平成23年 4月11日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（166,671,105円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益（474,855,239円）、収益調整金（19,392,604円）及び分配準備積立金（72,427,115円）を対象収益（733,346,063円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から145,532,668円（1万口当り90円）を分配に充てることに決定しました。</p>	<p>平成23年 7月12日から平成23年 8月10日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（110,802,108円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（108,128,472円）及び分配準備積立金（338,054,634円）を対象収益（556,985,214円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から100,502,712円（1万口当り90円）を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成23年 8月11日から平成23年 9月12日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（100,486,942円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（101,204,979円）及び分配準備積立金（314,906,565円）を対象収益（516,598,486円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から91,026,483円（1万口当り90円）を分配に充てることに決定しました。</p> <p>平成23年 9月13日から平成23年10月11日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（72,602,696円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（92,404,540円）及び分配準備積立金（289,652,820円）を対象収益（454,660,056円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から72,602,696円、分配準備積立金から8,619,667円の合計81,222,363円（1万口当り90円）を分配に充てることに決定しました。</p>

(金融商品に関する注記)

	<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年10月29日 至 平成23年 4月11日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>①金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。</p> <p>②金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をリスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p>

	<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年10月29日 至 平成23年4月11日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日</p>
<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額</p> <p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>①親投資信託受益証券・投資信託受益証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	<p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額</p> <p>同左</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (平成23年4月11日現在)	当期 (平成23年10月11日現在)
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

	前期	当期
	自 平成22年10月29日 至 平成23年4月11日	自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	7,826,654,896円	16,170,296,550円
期中追加設定元本額	8,908,219,058円	4,471,811,912円
期中解約元本額	564,577,404円	11,617,401,376円

(有価証券関係)

前期 (自平成22年10月29日 至平成23年4月11日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
投資信託受益証券	862,929,731
親投資信託受益証券	△108,577
合計	862,821,154

当期 (自平成23年4月12日 至平成23年10月11日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,103,001,120
親投資信託受益証券	159,920
合計	△1,102,841,200

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(I) 株式

該当事項はございません。

(II) 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成23年10月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価金額 (円)	備考
投資信託受益証券	BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund class B	883,815	6,054,132,750	—
合計	—————	883,815	6,054,132,750	—

平成23年10月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザー ファンド	59,244,324	72,829,047	—
合計	—————	59,244,324	72,829,047	—

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

<参考>

当ファンドは「損保ジャパン日本債券マザーファンド」受益証券および「BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund」のclass Bに係る投資信託の受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の受益証券であり、「投資信託受益証券」はすべて「BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund」のclass Bに係る投資信託の受益証券であります。なお、同マザーファンドの状況およびケイマン籍会社型投資信託「BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fund」の財務諸表のうち、投資対象に関連する部分を委託会社にて抜粋・翻訳したものは次のとおりです。

\*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成23年4月11日現在)	(平成23年10月11日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	57,569,382	28,915,514
国債証券	5,892,692,610	4,102,413,750
地方債証券	697,594,520	551,113,810
特殊債券	1,352,098,120	868,750,963
社債券	2,243,748,300	2,255,640,000
未収利息	24,853,639	18,801,975
前払費用	1,977,241	1,231,723
流動資産合計	10,270,533,812	7,826,867,735
資産合計	10,270,533,812	7,826,867,735
負債の部		
I 流動負債		
該当事項なし	—	—
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
I 元本		
元本	8,582,554,862	6,367,186,025
II 剰余金		
剰余金	1,687,978,950	1,459,681,710
純資産合計	10,270,533,812	7,826,867,735
負債・純資産合計	10,270,533,812	7,826,867,735

「損保ジャパン日本債券マザーファンド」は、平成12年7月31日に信託契約を締結し、平成23年7月15日に第11期決算を行いました。上の表は、平成23年4月11日及び平成23年10月11日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「アジア転換社債ファンド(毎月分配型)」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他	<p>当計算期間は期末が休日のため平成23年4月12日から平成23年10月11日までとなっております。</p>

(追加情報)

自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	(平成23年4月11日現在)	(平成23年10月11日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	8,582,554,862口	6,367,186,025口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1967円 (1万口当たり純資産額 11,967円)	1口当たり純資産額 1.2293円 (1万口当たり純資産額 12,293円)

## (金融商品に関する注記)

	自 平成22年10月29日 至 平成23年4月11日	自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
1. 金融商品の状況に関する事項	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>①金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券関係)に記載しております。</p> <p>②金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をリスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p>

	自 平成22年10月29日 至 平成23年 4月11日	自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日
2. 金融商品の時価等に関する事項	<p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 ①国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p>	<p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 同左</p>

	自 平成22年10月29日 至 平成23年4月11日	自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
	②コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額 を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

(平成23年4月11日現在)	(平成23年10月11日現在)
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

	自 平成22年10月29日 至 平成23年4月11日	自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	7,839,801,396円	8,582,554,862円
同期中における追加設定元本額	1,010,555,904円	385,591,015円
同期中における解約元本額	267,802,438円	2,600,959,852円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン日本債券ファンド	2,603,427,002円	851,449,200円
ハッピーエイジング20	69,807,035円	60,323,334円
ハッピーエイジング30	349,319,769円	307,338,340円
ハッピーエイジング40	2,028,333,293円	1,849,726,388円
ハッピーエイジング50	1,741,591,482円	1,655,841,455円
ハッピーエイジング60	1,497,129,141円	1,473,779,036円
損保ジャパン中国本土株ファンド(限定 追加型)2010-05	6,364,247円	4,344,272円
パン・アフリカ株式ファンド	162,612,258円	60,045,970円
アジア転換社債ファンド(毎月分配型)	123,970,635円	59,244,324円
人民元建て債券ファンド	－円	16,800,648円
オフショア人民元債フォーカス(ダイワ SMA専用)	－円	28,293,058円
(合計)	8,582,554,862円	6,367,186,025円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

(自平成22年10月29日 至平成23年4月11日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	△116,264,500
地方債証券	△7,894,400
特殊債券	△12,698,283
社債券	△18,425,900
合計	△155,283,083

(自平成23年4月12日 至平成23年10月11日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	40,898,150
地方債証券	336,220
特殊債券	4,920,255
社債券	△1,105,700
合計	45,048,925

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(I) 株式

該当事項はございません。

(II) 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成23年10月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	1 40年国債	20,000,000	21,746,580	—
	4 40年国債	10,000,000	10,324,860	—
	19 30年国債	100,000,000	109,394,200	—
	21 30年国債	10,000,000	10,897,750	—
	27 30年国債	70,000,000	79,225,790	—
	66 20年国債	100,000,000	106,721,900	—
	73 20年国債	110,000,000	119,207,550	—
	80 20年国債	90,000,000	98,367,750	—
	82 20年国債	90,000,000	98,382,060	—
	83 20年国債	140,000,000	152,687,220	—

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
	90 20年国債	90,000,000	99,019,620	—
	92 20年国債	110,000,000	119,198,090	—
	98 20年国債	150,000,000	161,787,300	—
	100 20年国債	70,000,000	76,360,830	—
	105 20年国債	150,000,000	161,286,750	—
	110 20年国債	60,000,000	64,353,480	—
	113 20年国債	70,000,000	74,879,140	—
	117 20年国債	50,000,000	53,407,400	—
	121 20年国債	30,000,000	31,037,580	—
	126 20年国債	20,000,000	20,968,520	—
	247 10年国債	80,000,000	80,781,040	—
	248 10年国債	60,000,000	60,499,680	—
	258 10年国債	680,000,000	698,828,520	—
	272 10年国債	20,000,000	20,881,600	—
	274 10年国債	190,000,000	199,438,440	—
	280 10年国債	50,000,000	53,625,850	—
	285 10年国債	30,000,000	32,092,860	—
	286 10年国債	160,000,000	172,366,880	—
	288 10年国債	130,000,000	139,566,440	—
	291 10年国債	50,000,000	52,495,000	—
	295 10年国債	130,000,000	138,236,930	—
	296 10年国債	100,000,000	106,352,700	—
	299 10年国債	70,000,000	73,436,720	—
	302 10年国債	90,000,000	94,943,880	—
	309 10年国債	40,000,000	40,908,560	—
	311 10年国債	160,000,000	159,070,720	—
	312 10年国債	40,000,000	41,053,560	—
	313 10年国債	260,000,000	268,580,000	—
国債証券計	銘柄数：38	3,880,000,000	4,102,413,750	—
社債券	1 大和ハウス	100,000,000	101,130,500	—
	5 住友信託 劣後	100,000,000	106,328,100	—
	10 パナソニック	100,000,000	101,214,800	—
	13 JFEホールディングス	100,000,000	101,705,500	—
	14 ダイキン工業	100,000,000	101,844,500	—
	20 野村ホールディング	100,000,000	101,101,100	—
	22 双日	100,000,000	100,071,300	—
	25 ソニー	100,000,000	102,510,300	—
	30 電源開発	100,000,000	101,429,300	—
	31 三井不動産	100,000,000	103,777,200	—
	43 日本電気	100,000,000	99,838,800	—
	46 伊藤忠商事	100,000,000	107,698,800	—
	49 日産自動車	100,000,000	104,345,300	—
	50 東芝	100,000,000	101,180,300	—
	60東日本旅客鉄道	100,000,000	104,877,600	—
	64 三菱商事	100,000,000	107,312,500	—
	68 住友不動産	100,000,000	103,696,900	—
	277 北陸電力	100,000,000	102,871,300	—

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
	7 三井住友BK劣後	100,000,000	103,463,800	—
	3 ラボバンク・ネダー	100,000,000	100,439,100	—
	8 ウエストパツクBK	100,000,000	99,162,500	—
	14 メリルリンチ&カンパニー	100,000,000	99,640,500	—
社債券計	銘柄数：22	2,200,000,000	2,255,640,000	—
地方債証券	586 東京都公債	90,000,000	90,789,210	—
	16-2 広島県公債	40,000,000	41,653,200	—
	17-4 静岡県公債	100,000,000	105,059,600	—
	21-15 愛知県公債	100,000,000	104,784,000	—
	3 公営企業	100,000,000	101,088,300	—
	24 公営企業	100,000,000	107,739,500	—
地方債証券計	銘柄数：6	530,000,000	551,113,810	—
特殊債券	851 政保公営企業	150,000,000	155,512,950	—
	い724 利付農林債	100,000,000	100,091,200	—
	56 道路機構	100,000,000	104,377,900	—
	S6 住宅金融RMB S	44,410,000	47,039,072	—
	42 政保道路機構	50,000,000	53,900,700	—
	87 政保道路機構	100,000,000	105,905,900	—
	49 住宅機構RMB S	98,468,000	100,969,087	—
	50 住宅機構RMB S	98,953,000	100,734,154	—
	53 住宅機構RMB S	100,000,000	100,220,000	—
特殊債券計	銘柄数：9	841,831,000	868,750,963	—
ファンド計	銘柄数：75	7,451,831,000	7,777,918,523	—

BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC-ASIA CB Fundの状況

(1) 純資産計算書

2010年12月31日現在

(円)

資産	
有価証券ポートフォリオ (時価)	17,067,561,024
有価証券ポートフォリオ (取得原価)	17,217,874,563
未実現損益	(150,313,539)
銀行預金	477,389,728
有価証券売却に係る未収入金	357,564
追加設定に係る未収入金	335,982,447
未収利息	77,017,183
先物為替未実現純損益	44,605,590
資産合計	<u>18,002,913,536</u>
負債	
有価証券購入に係る未払金	284,785,288
未払利息	268,506
未払管理報酬	17,184,524
その他負債	5,552,645
負債合計	<u>307,790,963</u>
純資産合計	<u>17,695,122,573</u>

(発行済み口数の状況)

2010年9月30日から2010年12月31日まで

(口)

種類	発行済み口数	追加設定口数	解約口数	発行済み口数
	2010年9月30日現在			2010年12月31日現在
JPY Aシェア	—	603,767	—	603,767
JPY Bシェア	—	1,206,732	—	1,206,732
Classic シェア	—	1	—	1

(1口当たりの純資産額)

2010年12月31日現在

(円)

種類	種類別純資産額	1口当たりの純資産
JPY Aシェア	5,934,017,325	9,828
JPY Bシェア	11,761,095,251	9,746
Classic シェア	9,997	9,997

## ■組入資産の明細

○有価証券ポートフォリオの明細表

(2010年12月31日現在)

公認証券取引所譲渡可能上場有価証券またはその他規制市場で取引される譲渡可能有価証券  
 転換社債

数量	銘柄名	建値通貨	時価 (円)	純資産構成比 (%)
<b>オーストラリア</b>				
2,500,000	CFS RETAIL PROPE 5.075% 07-21/08/2014 CV	AUD	200,122,356	1.13
2,500,000	COMMONWLTH PROP 5.25% 09-11/12/2016 CV	AUD	194,631,883	1.10
3,000,000	PALADIN ENERGY 5% 08-11/03/2013 CV	USD	262,305,427	1.48
			<b>657,059,666</b>	<b>3.71</b>
<b>ケイマン諸島</b>				
7,000,000	CHAODA MOD AGRI 3.7% 10-01/09/2015 CV	USD	571,622,492	3.23
53,000,000	FAR EAST CONSORT 3.625% 10-05/03/2015 CV	HKD	543,650,258	3.07
20,700,000	FUFENG GROUP LTD 4.5% 10-01/04/2015 CV	CNY	293,819,759	1.66
38,700,000	HIDILI INDUSTRY 1.5% 10-19/01/2015 CV	CNY	465,102,793	2.63
15,000,000	INTIME DEPARTMEN 1.75% 10-27/10/2013 CV	HKD	172,441,783	0.97
33,800,000	KAISA GROUP 8% 10-20/12/2015 CV	CNY	438,024,225	2.48
60,000,000	MAOYE INTL HOLDI 3% 10-13/10/2015 CV	HKD	635,766,246	3.59
20,000,000	SHUI ON LAND 4.5% 10-29/09/2015 CV	CNY	270,373,423	1.53
14,000,000	XINYU HENGDELI H 2.5% 10-20/10/2015 CV	HKD	170,395,819	0.96
			<b>3,561,196,798</b>	<b>20.12</b>
<b>中国</b>				
19,000,000	SOUND GLOBAL LTD 6% 10-15/09/2015 CV	CNY	275,259,311	1.56
<b>香港</b>				
26,300,000	NEW WORLD DEV BV 0% 07-04/06/2014 CV	HKD	307,219,622	1.74
<b>インド</b>				
1,700,000	CORE PROJECTS 7% 10-07/05/2015 CV	USD	151,607,697	0.86
7,900,000	FIRSTSOURCE 0% 07-04/12/2012 CV	USD	726,463,216	4.11
8,500,000	GTL INFRASTRUCTR 0% 07-29/11/2012 CV	USD	763,939,138	4.32
800,000	INDIA CEMENTS 0% 06-12/05/2011 CV	USD	92,499,386	0.52
12,000,000	JAIPRAKASH ASSO 0% 07-12/09/2012 CV	USD	1,259,163,650	7.12
4,700,000	JAIPRAKASH POWER 5% 10-13/02/2015 CV	USD	392,412,497	2.22
2,000,000	JSW STEEL LTD 0% 07-28/06/2012 CV	USD	226,571,701	1.28
3,900,000	ORCHID CHEM & PH 0% 07-28/02/2012 CV	USD	403,537,500	2.28
630,000	RELIANCE COMM 0% 06-10/05/2011 CV	USD	62,272,235	0.35
13,300,000	RELIANCE COMM 0% 07-01/03/2012 CV	USD	1,279,533,110	7.23
4,400,000	SHIV-VANI OIL 5% 10-17/08/2015 CV	USD	365,031,552	2.06
3,100,000	STERLING BIOTECH 0% 07-16/05/2012 CV	USD	292,518,538	1.65
1,600,000	TATA MOTORS LTD 0% 07-12/07/2012 CV	USD	182,060,300	1.03
700,000	TATA POWER CO 1.75% 09-21/11/2014 CV	USD	66,015,566	0.37

数量	銘柄名	建値通貨	時価 (円)	純資産構成比 (%)
500,000	TATA STEEL LTD 4.5% 09-21/11/2014 CV	USD	51,652,615	0.29
600,000	TATA STEEL UK 07-05/09/2012 CV	USD	60,271,199	0.34
5,100,000	TULIP IT SRVCS 0% 07-26/08/2012 CV	USD	510,214,555	2.88
8,000,000	VIDEOCON INDUS 6.75% 10-16/12/2015 CV	USD	618,159,135	3.49
700,000	WELSPUN-GUJARAT 4.5% 09-17/10/2014 CV	USD	55,107,483	0.31
			<b>7,559,031,073</b>	<b>42.71</b>
	<b>シンガポール</b>			
1,000,000	WILMAR INTL LTD 0% 07-18/12/2012 CV	USD	104,831,075	0.59
4,000,000	KEPPEL LAND LTD 1.875% 10-29/11/2015 CV	SGD	250,548,825	1.42
6,000,000	YANLORD LAND GRO 5.85% 09-13/07/2014 CV	SGD	397,020,700	2.24
10,000,000	CAPITALAND LTD 2.95% 07-20/06/2022 CV	SGD	594,616,984	3.36
1,000,000	GUOCOLAND LTD 0% 07-07/05/2012 CV	SGD	65,518,568	0.37
4,000,000	ENERCOAL RESOURC 9.25% 09-05/08/2014 CV	USD	379,021,175	2.14
8,000,000	BLD INVESTMENT 8.625% 10-23/03/2015 CV	USD	584,766,231	3.30
			<b>2,376,323,558</b>	<b>13.42</b>
	<b>韓国</b>			
9,000,000	HYNIX SEMI INC 2.65% 10-14/05/2015 CV	USD	<b>734,855,363</b>	<b>4.15</b>
	<b>ヴァージン諸島 (英国)</b>			
900,000	PB ISSUER LTD 3.3% 07-01/02/2013 CV	USD	73,159,790	0.41
16,000,000	BILLION EXPRESS 0.75% 10-18/10/2015 CV	USD	1,311,120,458	7.41
2,500,000	PB ISSUER 2 LTD 1.75% 10-12/04/2016 CV	USD	206,895,947	1.17
			<b>1,591,176,195</b>	<b>8.99</b>
	<b>ヴァージン諸島 (米国)</b>			
500,000	JOYOUS KING 3.3% 09-22/10/2014 CV	HKD	<b>5,439,438</b>	<b>0.03</b>
	<b>有価証券ポートフォリオ (時価) 合計</b>		<b>17,067,561,024</b>	<b>96.43</b>

(注1) BNPパリバ インベストメント・パートナーズからのデータ提供を受けて作成しております。

(注2) 作成時点において、入手可能な直近計算期間の財務諸表を用いております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成23年10月31日現在

I 資産総額 (円)	6,249,608,381
II 負債総額 (円)	418,555,249
III 純資産総額(I-II) (円)	5,831,053,132
IV 発行済数量 (口)	7,864,557,600
V 1単位当り純資産額(III/IV) (円)	0.7414

### <参 考>

純資産額計算書

損保ジャパン日本債券マザーファンド

平成23年10月31日現在

I 資産総額 (円)	8,138,817,243
II 負債総額 (円)	216,721,600
III 純資産総額(I-II) (円)	7,922,095,643
IV 発行済数量 (口)	6,462,949,911
V 1単位当り純資産額(III/IV) (円)	1.2258

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者名簿

作成しません。

### 3. 受益者集会

開催しません。

### 4. 受益者に対する特典

ありません。

### 5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### 6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 7. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

### 11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成23年10月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株

##### 最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

##### (2) 会社の機構（平成23年10月末現在）

###### ① 会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

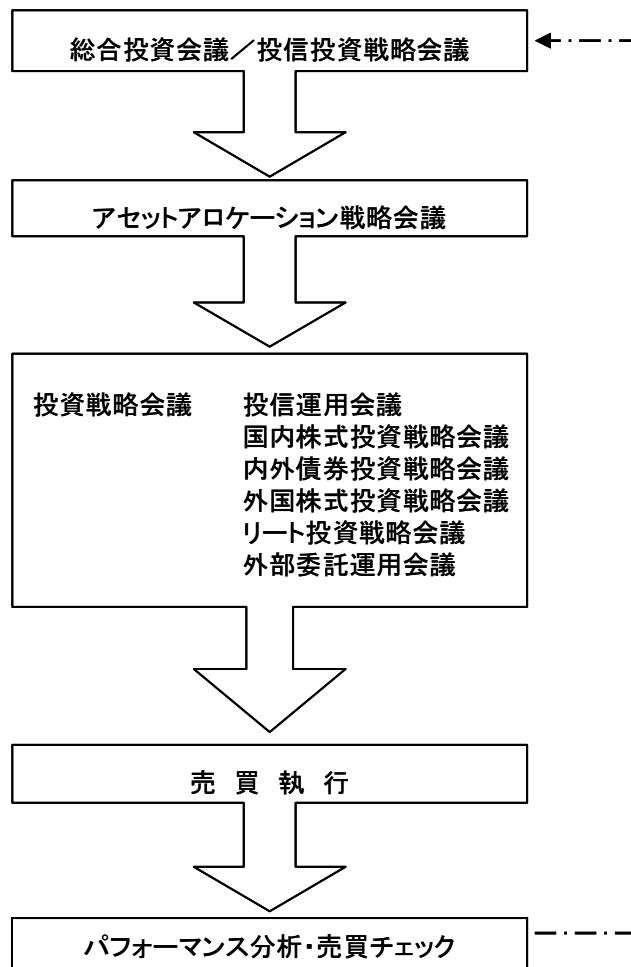
取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成23年10月末現在、計70本（追加型株式投資信託66本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は200,721百万円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表及び第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日


損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大村真敏 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

羽柴則央 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大村真敏



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

羽柴則央



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社）の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金		877,030	1,405,679
2 前払費用		50,824	48,213
3 未収還付法人税等		1,581	—
4 未収委託者報酬		476,968	454,473
5 未収運用受託報酬		134,196	218,965
6 未収収益		—	24
7 その他		873	657
流動資産合計		1,541,475	2,128,013
II 固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物	* 1	82,905	81,367
(2) 器具備品	* 1	51,683	47,612
有形固定資産合計		134,588	128,980
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		4,535	4,535
(2) 意匠権		—	15
無形固定資産合計		4,535	4,550
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		19,525	25,013
(2) 関係会社株式		—	41,085
(3) 長期差入保証金		155,088	193,917
(4) その他		23	24
投資その他の資産合計		174,637	260,040
固定資産合計		313,761	393,571
資産合計		1,855,236	2,521,585

区分	注記 番号	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			4,849		5,196
2 未払金					
(1) 未払手数料	* 2	212,825		205,358	
(2) その他未払金	* 2	55,836	268,661	81,409	286,767
3 未払費用	* 2		115,162		165,776
4 未払消費税等			2,553		21,571
5 未払法人税等			5,952		7,947
6 賞与引当金			77,031		38,191
流動負債合計			474,211		525,451
II 固定負債					
1 退職給付引当金			20,735		27,191
2 資産除去債務			—		7,233
3 繰延税金負債			315		—
固定負債合計			21,050		34,424
負債合計			495,262		559,876
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			504,824		504,824
(2) その他資本剰余金			—		840,448
資本剰余金合計			504,824		1,345,273
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			△695,310		△931,993
利益剰余金合計			△695,310		△931,993
株主資本合計			1,359,514		1,963,280
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			460		△1,571
評価・換算差額等合計			460		△1,571
純資産合計			1,359,974		1,961,708
負債・純資産合計			1,855,236		2,521,585

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬		1,981,466		2,087,471	
2 運用受託報酬	* 1	847,294	2,828,761	1,119,624	3,207,095
II 営業費用					
1 支払手数料	* 1	905,690		983,355	
2 広告宣伝費		8,546		18,473	
3 公告費		1,105		4,353	
4 調査費		645,734		815,932	
(1) 調査費	* 1	311,467		375,917	
(2) 委託調査費	* 1	332,781		438,375	
(3) 図書費		1,485		1,640	
5 営業雑経費		105,417		153,663	
(1) 通信費		17,093		22,499	
(2) 印刷費		81,793		124,238	
(3) 諸会費		6,530	1,666,494	6,926	1,975,779
III 一般管理費					
1 給料		823,238		866,979	
(1) 役員報酬	* 2	27,399		35,800	
(2) 給料・手当		636,601		742,301	
(3) 賞与		159,237		88,877	
2 福利厚生費		100,145		84,635	
3 交際費		1,872		2,994	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		18,119		24,139	
6 法人事業税		5,590		8,453	
7 租税公課		4,707		5,779	
8 不動産賃借料		157,467		193,932	
9 退職給付費用		14,274		23,281	
10 賞与引当金繰入		77,031		38,191	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
11 固定資産減価償却費		31,867		43,760	
12 移転費用		31,195		—	
13 諸経費	* 1	164,179	1,429,789	146,951	1,439,200
営業損失 (△)			△267,522		△207,884
IV 営業外収益					
1 受取配当金		216		237	
2 受取利息		554		261	
3 有価証券売却益		—		362	
4 有価証券償還益		—		22	
5 為替差益		50		—	
6 雑益		3,379	4,200	1,432	2,315
V 営業外費用					
1 為替差損		—		1,783	
2 有価証券償還損		32		—	
3 雑損		157	190	2	1,785
経常損失 (△)			△263,512		△207,354
VI 特別利益		—	—	—	—
VII 特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	15,990		241	
2 その他特別損失	* 4	413,708	429,698	26,796	27,038
税引前当期純損失 (△)			△693,211		△234,392
法人税、住民税及び事業税			2,099		2,290
当期純損失 (△)			△695,310		△236,682

### (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,550,000
当期変動額		
新株の発行	350,000	—
当期変動額合計	350,000	—
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	504,824
当期変動額		
新株の発行	350,000	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	△47,853	—
当期変動額合計	302,146	—
当期末残高	504,824	504,824
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
合併による増加	—	840,448
資本準備金からその他資本剰余金への振替	47,853	—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	△47,853	—
当期変動額合計	—	840,448
当期末残高	—	840,448
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	504,824
当期変動額		
合併による増加	—	840,448
新株の発行	350,000	—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	△47,853	—
当期変動額合計	302,146	840,448
当期末残高	504,824	1,345,273

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,895	—
当期変動額		
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	△33,895	—
当期変動額合計	△33,895	—
当期末残高	—	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	△81,748	△695,310
当期変動額		
当期純損失(△)	△695,310	△236,682
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	—
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	33,895	—
当期変動額合計	△613,562	△236,682
当期末残高	△695,310	△931,993
利益剰余金合計		
前期末残高	△47,853	△695,310
当期変動額		
当期純損失(△)	△695,310	△236,682
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	—
当期変動額合計	△647,457	△236,682
当期末残高	△695,310	△931,993
株主資本合計		
前期末残高	1,354,824	1,359,514
当期変動額		
合併による増加	—	840,448
新株の発行	700,000	—
当期純損失(△)	△695,310	△236,682
当期変動額合計	4,689	603,765
当期末残高	1,359,514	1,963,280

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△117	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	577	△2,031
当期変動額合計	577	△2,031
当期末残高	460	△1,571
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△117	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	577	△2,031
当期変動額合計	577	△2,031
当期末残高	460	△1,571
純資産合計		
前期末残高	1,354,706	1,359,974
当期変動額		
合併による増加	—	840,448
新株の発行	700,000	—
当期純損失（△）	△695,310	△236,682
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	577	△2,031
当期変動額合計	5,267	601,734
当期末残高	1,359,974	1,961,708

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)								
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">3～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	建物	3～15年	器具備品	3～20年	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) リース資産 同左</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	建物	15年	器具備品	3～20年
建物	3～15年								
器具備品	3～20年								
建物	15年								
器具備品	3～20年								

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法によっております。</p> <p>5. 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>5. 消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ1,067千円、税引前当期純損失は1,496千円増加しております。</p> <p>(企業結合に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました「未収還付法人税等」(当事業年度548千円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																
<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">6,200千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">35,609千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,857千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> </table>	建物	6,200千円	器具備品	35,609千円	未払手数料	2,857千円	その他未払金	10,000千円	<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">21,783千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">59,352千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">5,846千円</td> </tr> </table>	建物	21,783千円	器具備品	59,352千円	その他未払金	10,000千円	未払費用	5,846千円
建物	6,200千円																
器具備品	35,609千円																
未払手数料	2,857千円																
その他未払金	10,000千円																
建物	21,783千円																
器具備品	59,352千円																
その他未払金	10,000千円																
未払費用	5,846千円																

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																
<p>* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">7,029千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,536千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">1,647千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td style="text-align: right;">494千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">取締役</td> <td style="width: 15%;">年額</td> <td style="width: 30%;">200,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>年額</td> <td>50,000千円以内</td> </tr> </table> <p>* 3. 固定資産除却損は建物7,422千円、器具備品8,567千円であります。</p> <p>* 4. その他特別損失は、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）に係る仲裁判断に基づき支払った金額であります。</p> <p>本件は、平成21年4月28日に、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされたことに関連して、当社及び申立人らが進めておりました和解あっせん手続に関するものであります。当社及び和解あっせん申立人らによる協議の結果、平成21年12月21日に仲裁合意が成立し仲裁手続に移行し平成22年1月22日になされた仲裁判断に基づいて、当社が和解あっせん申立人らに対して支払いを行い、これを特別損失として計上したものであります。</p>	運用受託報酬	7,029千円	支払手数料	11,536千円	調査費	1,647千円	委託調査費	20,000千円	諸経費	494千円	取締役	年額	200,000千円以内	監査役	年額	50,000千円以内	<p>* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">4,157千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">5,745千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">721千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">53,500千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td style="text-align: right;">2,670千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">取締役</td> <td style="width: 15%;">年額</td> <td style="width: 30%;">200,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>年額</td> <td>50,000千円以内</td> </tr> </table> <p>* 3. 固定資産除却損は器具備品241千円であります。</p> <p>* 4. その他特別損失は、受入出向者負担金の見直しに伴う過年度影響額26,368千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額428千円であります。</p>	運用受託報酬	4,157千円	支払手数料	5,745千円	調査費	721千円	委託調査費	53,500千円	諸経費	2,670千円	取締役	年額	200,000千円以内	監査役	年額	50,000千円以内
運用受託報酬	7,029千円																																
支払手数料	11,536千円																																
調査費	1,647千円																																
委託調査費	20,000千円																																
諸経費	494千円																																
取締役	年額	200,000千円以内																															
監査役	年額	50,000千円以内																															
運用受託報酬	4,157千円																																
支払手数料	5,745千円																																
調査費	721千円																																
委託調査費	53,500千円																																
諸経費	2,670千円																																
取締役	年額	200,000千円以内																															
監査役	年額	50,000千円以内																															

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,860株	7,000株	一株	16,860株

(注) 当事業年度に増加しました7,000株は、平成21年12月29日に実施しました株主割当による新株発行であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,860株	7,225株	一株	24,085株

(注) 当事業年度に増加しました7,225株は、平成22年10月1日付のゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併に伴う新株発行であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ① 有形固定資産 器具備品であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">22,549</td> <td style="text-align: right;">13,319</td> <td style="text-align: right;">9,229</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22,549</td> <td style="text-align: right;">13,319</td> <td style="text-align: right;">9,229</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,716千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,141千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">9,857千円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">5,699千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">5,076千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">598千円</td> </tr> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	22,549	13,319	9,229	合計	22,549	13,319	9,229	1年内	4,716千円	1年超	5,141千円	合計	9,857千円	支払リース料	5,699千円	減価償却費相当額	5,076千円	支払利息相当額	598千円	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ① 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左  なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">22,549</td> <td style="text-align: right;">17,829</td> <td style="text-align: right;">4,720</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22,549</td> <td style="text-align: right;">17,829</td> <td style="text-align: right;">4,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,254千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">886千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,141千円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">5,069千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4,509千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">353千円</td> </tr> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	22,549	17,829	4,720	合計	22,549	17,829	4,720	1年内	4,254千円	1年超	886千円	合計	5,141千円	支払リース料	5,069千円	減価償却費相当額	4,509千円	支払利息相当額	353千円
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																														
器具備品	22,549	13,319	9,229																																														
合計	22,549	13,319	9,229																																														
1年内	4,716千円																																																
1年超	5,141千円																																																
合計	9,857千円																																																
支払リース料	5,699千円																																																
減価償却費相当額	5,076千円																																																
支払利息相当額	598千円																																																
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																														
器具備品	22,549	17,829	4,720																																														
合計	22,549	17,829	4,720																																														
1年内	4,254千円																																																
1年超	886千円																																																
合計	5,141千円																																																
支払リース料	5,069千円																																																
減価償却費相当額	4,509千円																																																
支払利息相当額	353千円																																																

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p style="padding-left: 40px;">(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p> <p style="padding-left: 40px;">(減損損失について) 同左</p>

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況について経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	877,030	877,030	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,775	3,775	—
資産計	880,806	880,806	—

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	15,750
② 長期差入保証金	155,088

- ① 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ② 本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	876,774	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	1,028	1,534	—	—
合計	877,802	1,534	—	—

注4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,405,679	1,405,679	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	9,263	9,263	—
資産計	1,414,942	1,414,942	—

### 注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

### 注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	15,750
② 関係会社株式	41,085
③ 長期差入保証金	193,917

① 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

② 関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

③ 本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,405,302	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	8,408
合計	1,405,302	—	—	8,408

注4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日現在)

1. 売買目的有価証券  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式  
該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	3,775	3,000	775
	小 計	3,775	3,000	775
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合計		3,775	3,000	775

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（子会社株式 貸借対照表計上額41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,263	10,835	△1,571
	小計	9,263	10,835	△1,571
合計		9,263	10,835	△1,571

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,362	366	4
合計	2,362	366	4

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table data-bbox="217 488 762 568"><tr><td>退職給付債務</td><td>20,735千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>20,735千円</td></tr></table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table data-bbox="217 631 762 712"><tr><td>勤務費用等</td><td>14,274千円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>14,274千円</td></tr></table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>5. 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	20,735千円	退職給付引当金	20,735千円	勤務費用等	14,274千円	退職給付費用	14,274千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table data-bbox="871 488 1417 568"><tr><td>退職給付債務</td><td>27,191千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>27,191千円</td></tr></table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table data-bbox="871 631 1417 712"><tr><td>勤務費用等</td><td>23,281千円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>23,281千円</td></tr></table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p> <p>5. 同左</p>	退職給付債務	27,191千円	退職給付引当金	27,191千円	勤務費用等	23,281千円	退職給付費用	23,281千円
退職給付債務	20,735千円																
退職給付引当金	20,735千円																
勤務費用等	14,274千円																
退職給付費用	14,274千円																
退職給付債務	27,191千円																
退職給付引当金	27,191千円																
勤務費用等	23,281千円																
退職給付費用	23,281千円																

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳  (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳  (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 356,999	繰越欠損金 451,478
ソフトウェア損金算入限度超過額 54,329	ソフトウェア損金算入限度超過額 64,476
賞与引当金 31,344	未払費用否認 15,722
退職給付引当金 8,437	賞与引当金 15,540
未払費用否認 3,327	退職給付引当金 11,064
繰延資産償却超過額 2,395	その他 8,882
未払事業税否認 1,568	繰延税金資産小計 567,163
未払事業所税否認 481	評価性引当額 <u>△564,829</u>
その他 136	繰延税金資産合計 2,334
繰延税金資産小計 459,019	
評価性引当額 <u>△459,019</u>	繰延税金負債
繰延税金資産合計 —	固定資産除去価額 <u>△2,334</u>
	繰延税金負債合計 <u>△2,334</u>
繰延税金負債	繰延税金資産（負債）の純額 <u>—</u>
その他有価証券評価差額金 <u>△315</u>	
繰延税金負債合計 <u>△315</u>	
繰延税金資産（負債）の純額 <u>△315</u>	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	ゼスト・アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資顧問業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は、株式移転により共同持株会社であるNKSJホールディングス株式会社を設立し経営統合いたしました。当社はNKSJグループの資産運用機能の集中及び強化を図る目的で、平成22年10月1日に日本興亜損害保険株式会社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づく、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

当事業年度末 (平成23年 3月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.68%~1.79%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高 (注)	5,685千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	1,438千円
時の経過による調整額	109千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
その他増減額	一千円
当事業年度末残高	<u>7,233千円</u>

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

セグメント情報

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	167,685	—
日本興亜損害保険株式会社	106,182	—
株式会社損害保険ジャパン	73,474	—

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

(単位:千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	1. 株主割当増資による新株の発行(注1)	増資の受け入れ	490,000	-	-
						2. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任(注2)	運用受託報酬の受取り	7,029	-	-
						3. 投資信託に係る事務代行の委託等(注3)	投信代行手数料の支払い	11,536	未払手数料	2,857
						4. 保険契約(注4)	損害保険料の支払い	494	-	-
						5. LANの利用(注5)	LAN利用料の支払い	1,647	-	-
その他の関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,297	資産運用会社(持株会社)	(被所有) 直接30%	1. 株主割当増資による新株の発行(注1)	増資の受け入れ	210,000	-	-
						2. 株式投資に関する情報提供契約(注6)	情報料の支払い	20,000	その他未払金	10,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 株主割当増資による新株の発行は、平成21年12月29日を払込期日として、1株当たり100,000円の発行価額で7,000株の新株発行を行ったものであります。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注3) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注5) LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

(注6) 情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1)	運用受託報酬の受取り	153,065	未収運用受託報酬	83,134
						2. 団体定期保険の契約(注2)	生命保険料の支払い	648	-	-
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3)	投資顧問料の支払い	27,766	未払費用	6,300
						2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手数料の支払い	214,049	未払手数料	52,605
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	51,962	未払費用	16,264

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等  
役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社損害保険ジャパン(当事業年度末においては、金融商品取引所には上場していません。)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,000	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	106,182	未収運用受託報酬	52,949

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

なお、当社の親会社は平成22年10月1日付で株式会社損害保険ジャパンからNKSJホールディングス株式会社に異動しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 80,662.77円 1株当たり当期純損失金額(△) △57,025.37円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 81,449.39円 1株当たり当期純損失金額(△) △11,561.28円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失(△) (千円)	△695,310	△236,682
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△695,310	△236,682
期中平均株式数(株)	12,193	20,472

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

大村真敏



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

羽宗剛史



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金・預金		1,471,054
2 未収委託者報酬		421,645
3 未収運用受託報酬		399,746
4 未収収益		38
5 その他		63,205
流動資産合計		2,355,690
II 固定資産		
1 有形固定資産	※1	110,561
2 無形固定資産		4,543
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		193,917
(2) その他		66,702
投資その他の資産合計		260,619
固定資産合計		375,725
資産合計		2,731,415

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
I 流動負債		
1 預り金		5,329
2 未払金		
(1) 未払手数料		184,958
(2) その他未払金		86,311
未払金合計		271,270
3 未払費用		230,761
4 未払法人税等		6,551
5 賞与引当金		45,274
6 その他	※2	33,575
流動負債合計		592,762
II 固定負債		
1 退職給付引当金		32,087
2 資産除去債務		7,297
固定負債合計		39,385
負債合計		632,147
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		136,984
利益剰余金合計		136,984
株主資本合計		2,100,264
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		△996
評価・換算差額等合計		△996
純資産合計		2,099,268
負債・純資産合計		2,731,415

## (2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬		1,162,976	
2 運用受託報酬		1,076,480	2,239,456
II 営業費用			
1 支払手数料		547,767	
2 広告宣伝費		8,914	
3 公告費		1,006	
4 調査費		526,024	
(1) 調査費		249,238	
(2) 委託調査費		275,220	
(3) 函書費		1,565	
5 営業雑経費		72,852	
(1) 通信費		10,991	
(2) 印刷費		55,612	
(3) 諸会費		6,249	1,156,564
III 一般管理費			
1 給料		608,611	
(1) 役員報酬		21,499	
(2) 給料・手当		566,120	
(3) 賞与		20,991	
2 福利厚生費		43,420	
3 交際費		2,952	
4 旅費交通費		16,241	
5 法人事業税		5,406	
6 租税公課		4,006	
7 不動産賃借料		115,821	
8 退職給付費用		16,588	
9 賞与引当金繰入		45,274	
10 固定資産減価償却費	※1	19,598	
11 諸経費		64,225	942,147
営業利益			140,744

		第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
IV 営業外収益			
1 受取配当金		90	
2 受取利息		99	
3 雑益		20	209
V 営業外費用			
1 為替差損		815	
2 雑損		2,008	2,824
経常利益			138,130
VI 特別利益		—	—
VII 特別損失		1	1
税引前中間純利益			138,129
法人税、住民税及び事業税			1,145
中間純利益			136,984

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,550,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		504,824
当中間期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金へ 振替		△91,544
当中間期変動額合計		△91,544
当中間期末残高		413,280
その他資本剰余金		
当期首残高		840,448
当中間期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金へ 振替		91,544
欠損填補		△931,993
当中間期変動額合計		△840,448
当中間期末残高		—
資本剰余金合計		
当期首残高		1,345,273
当中間期変動額		
欠損填補		△931,993
当中間期変動額合計		△931,993
当中間期末残高		413,280
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		△931,993
当中間期変動額		
欠損填補		931,993
中間純利益		136,984
当中間期変動額合計		1,068,977
当中間期末残高		136,984

(単位：千円)

 第26期中間会計期間  
 (自 平成22年4月1日  
 至 平成22年9月30日)

利益剰余金合計	
当期首残高	△931,993
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	1,068,977
当中間期末残高	136,984
株主資本合計	
当期首残高	1,963,280
当中間期変動額	
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	136,984
当中間期末残高	2,100,264
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,571
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	574
当中間期変動額合計	574
当中間期末残高	△996
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,571
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	574
当中間期変動額合計	574
当中間期末残高	△996
純資産合計	
当期首残高	1,961,708
当中間期変動額	
中間純利益	136,984
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	574
当中間期変動額合計	137,559
当中間期末残高	2,099,268

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち、時価のあるものについては、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="874 936 1214 1010"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>	建物	15年	器具備品	3～20年
建物	15年				
器具備品	3～20年				

追加情報

第27期中間会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	100,612千円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 19,591千円 無形固定資産 7千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	24,085	—	—	24,085
合計	24,085	—	—	24,085
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありませぬ。

(リース取引関係)

第27期中間会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	19,039	16,574	2,465
合計	19,039	16,574	2,465

②未経過リース料中間期末残高相当額

1年内 2,698千円

1年超 ー千円

合計 2,698千円

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 2,534千円

減価償却費相当額 2,254千円

支払利息相当額 92千円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金・預金	1,471,054	1,471,054	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	9,838	9,838	—
資産計	1,480,892	1,480,892	—

注1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	15,750
②関係会社株式	41,085

①非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差 額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,838	10,835	△ 996
	小 計	9,838	10,835	△ 996
合計		9,838	10,835	△ 996

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	7,233千円
時の経過による調整額	64千円
当中間会計期間末残高	7,297千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	313,317	—
日本興亜損害保険株式会社	256,513	—
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社（注）	85,521	—

(注) 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、平成23年10月1日に日本興亜生命保険株式会社と合併し、商号をNKSJひまわり生命保険株式会社に変更しております。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	87,160円80銭
1株当たり中間純利益金額	5,687円55銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益	136,984千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	136,984千円
普通株式の期中平均株式数	24,085株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

**[ アジア転換社債ファンド（毎月分配型） 信託約款 ]**  
運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を図ることを目的とします。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として「BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC - ASIA Convertible Bond Fund」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。
- ② 原則として、「BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC - ASIA Convertible Bond Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
アジア転換社債ファンド（毎月分配型）  
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、金7,826,654,896円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成27年10月13日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、7,826,654,896口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の変化する受益権の内容】

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

④ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8

項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

#### 【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

#### 【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成22年10月29日から平成22年12月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### 【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

#### 【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の99の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

#### 【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】**

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】**

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

**【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】**

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

### 【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### 【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

### 【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権

を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

#### 【信託約款の変更等】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【反対者の買取請求権】

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または第41条第2項に規定する書面に付記します。

#### 【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### 【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 22 年 10 月 29 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号  
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

#### 付 表

##### 1. 別に定める投資信託証券

約款第12条第8項、第16条第1項、第35条第4項および第38条第6項の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 「BNP Paribas Cayman Investment Funds SPC - ASIA Convertible Bond Fund」

親投資信託 「損保ジャパン日本債券マザーファンド」

**【 損保ジャパン日本債券マザーファンド 信託約款 】**  
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI 総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 投資に際しては、内外いずれかの評価機関から BBB 格あるいは BBB 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
- ③ 運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。
- ④ 外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則 100% 為替ヘッジを行います。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 運用制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

親投資信託  
損保ジャパン日本債券マザーファンド  
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金1,000,680,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については1,000,680,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第17条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② 信託財産のうち外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）
    - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【投資する株式等の範囲】

- 第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

#### 【公社債の空売りの指図および範囲】

- 第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【公社債の借入れの指図および範囲】

- 第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 【先物取引等の運用指図】

第18条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもの

のをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の運用指図】

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【有価証券の貸付の指図および範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【保管業務の委任】

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### 【有価証券の保管】

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第26条 金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 第27条 <削除>

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券の売却等の指図】

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第30条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を、再投資することの指図ができます。

#### 【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年7月16日から翌年7月15日までとするを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成12年7月31日から平成13年7月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 【信託事務の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬】

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

#### 【収益の留保】

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

#### 【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第38条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### 【一部解約】

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### 【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約を解約しません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### 【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第20条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下

「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第20条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成12年7月31日(信託契約締結日)

委託者 東京都千代田区大手町1丁目5番4号  
安田火災グローバル投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号  
第一勧業富士信託銀行株式会社